

第20回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月27日（月曜日）

午前10時（受付開始 午前8時45分）

場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

パレスホテル東京 2階「葵」

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役14名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

新型コロナウイルス感染防止の対応

新型コロナウイルス感染防止のため、当日のご来場は慎重にご判断いただき、議決権の行使はインターネットまたは郵送で行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本年は来場者へのお土産の配布は行いません。

東京海上グループは、アジア太平洋地域において、マングローブ植林プロジェクトに継続的に取り組んでいます。



TOKIO MARINE

東京海上ホールディングス株式会社

証券コード：8766



ご挨拶

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

新型コロナウイルスの影響を受けている皆様、地震等の自然災害により被災された皆様に、心よりお見舞い申しあげます。

また、ウクライナの状況に関しましては、事態を憂慮するとともに犠牲になった方々に哀悼の意を表します。一日も早く平和な日常が戻ることを願っています。

社会環境が複雑化し、不透明感を増すなかにおいて、私たちは、「安心と安全を通じてお客様や社会の“いざ”をお支えし、お守りする」という創業以来のパーパス（存在意義）に対する想いをさらに強く持ち、今後もこのパーパスを事業の軸に据えながら、様々な社会課題の解決に向けて貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

取締役社長 **小宮 暁**

目次

■ 第20回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
■ 添付書類	
・ 事業報告	32
・ 連結貸借対照表	62
・ 連結損益計算書	63
・ 貸借対照表	64
・ 損益計算書	65
・ 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	66
・ 計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	68
・ 監査役会監査報告書謄本	70
■ ご参考情報：当社のコーポレートガバナンスの体制等	72

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目6番4号
東京海上ホールディングス株式会社
取締役社長 小 宮 暁**第20回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、3頁の「議決権行使のご案内」に記載のとおりインターネットまたは郵送により議決権を行使いただき、当日のご来場は慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。4頁から30頁までの「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年6月24日（金曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時（受付開始 午前8時45分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」

（注）新型コロナウイルスをめぐる状況の変化により、上記会場の使用が困難となった場合には、会場を変更する可能性がございます。その場合には、速やかに当社ウェブサイト（<https://www.tokiomarinehd.com/>）で変更後の会場につきお知らせいたしますので、当日ご来場前に必ず当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
- 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役14名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書およびインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載しています。
- ①事業報告のうち「1. 保険持株会社の現況に関する事項」の「(3) 企業集団の主要な事務所の状況」および「(5) 企業集団の主要な借入先の状況」、「5. 新株予約権等に関する事項」、「8. 業務の適正を確保するための体制」の「内部統制基本方針」ならびに「9. 特定完全子会社に関する事項」
 - ②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ③計算書類のうち株主資本等変動計算書および個別注記表
- 監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類のほか、上記①から③までの書類についても監査しています。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した連結計算書類および計算書類のほか、上記②および③の書類についても監査しています。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

機関投資家の皆様へ：株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

次のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
 新型コロナウイルス感染防止のため、当日のご来場は慎重にご判断いただき、議決権の行使はインターネットまたは郵送で行っていただきますようお願い申し上げます。**当社は、インターネットによる議決権行使を推奨しています。**

インターネット

QRコードを読み取る方法

- ①同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ②画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

- ①議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしてください。
 ②議決権行使書用紙に記載されたログインIDおよび仮パスワードをご入力ください。
 ③画面の案内に従い、仮パスワードを変更のうえ、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月24日（金）午後5時までに行使

皆様の「インターネット議決権行使」が、サステナブルな地球環境に貢献します。

当社は、インターネットによる議決権行使を推奨しています。株主の皆様インターネットで議決権行使いただくことにより、議決権行使書の郵送代を削減することができます。当社は、その郵送代相当額を、マングローブ植林を行うNGOへ寄付します。

東京海上グループは、1999年よりマングローブ植林事業に取り組み、これまでに9か国において1万ヘクタール以上の植林を行ってきています。2019年には「マングローブ価値共創100年宣言」を発表し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとともにマングローブ植林を通じた地球温暖化防止、生物多様性の保全、防災・減災等の課題解決に取り組み、価値を創出することをめざしています。

郵 送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月24日（金）午後5時までに到着

株主総会ご出席

当日のご出席は慎重にご判断ください。

ご出席される場合には、同封の議決権行使書用紙を、株主総会当日、会場受付にご提出ください。

システムに関するお問合せ先
 受付時間 午前9時から午後9時まで

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
 電話 **0120-173-027**（通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

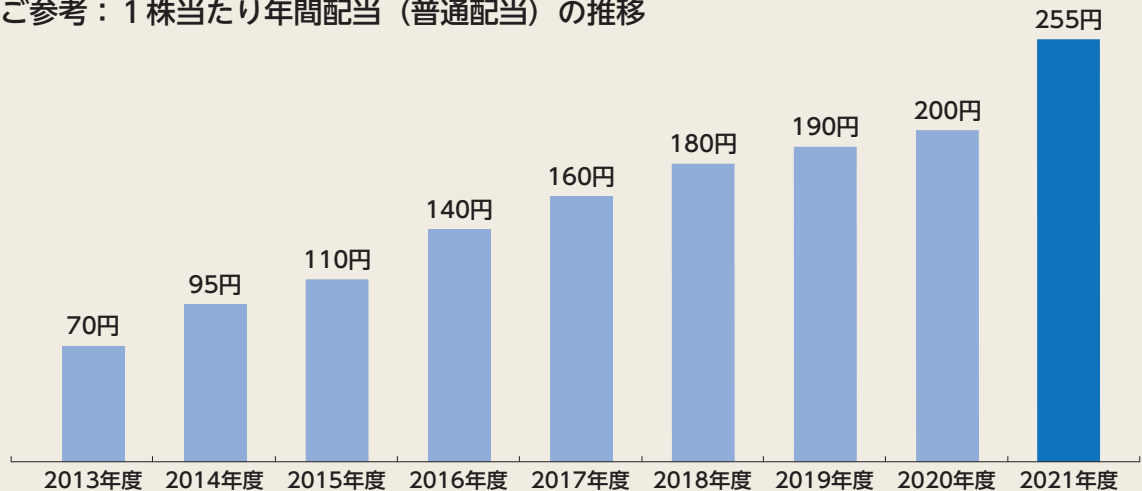
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績および今後の経営環境等を勘案し、グループの事業展開のための基盤強化を図りつつ、配当を基本として株主還元の充実に努める方針としています。

2021年度の期末配当につきましては、この方針のもと、諸般の事情を総合的に勘案し、1株につき135円とさせていただきたいと存じます。中間配当（普通配当）として1株につき120円お支払いしていますので、2021年度の年間配当（普通配当）は1株につき255円となります。これは、2020年度の年間配当（普通配当）である1株につき200円に比べ、55円の増配となります。

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金135円 総額91,611,247,590円
2. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月28日

ご参考：1株当たり年間配当（普通配当）の推移



(注) 上記の普通配当に加え、以下のとおり資本水準調整のための一時的な配当を実施しています。

実施時期	金額（1株につき）
2018年度中間期	70円
2019年度中間期	35円
2020年度中間期	35円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 従来、保険持株会社が営むことができる業務の範囲は、保険業法により子会社の経営管理およびこれに附帯する業務に限定されていましたが、保険業法が改正され、その範囲が見直されました。これを受け、当社の目的に関する現行定款第2条について所要の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり現行定款について所要の変更を行うものです。
 - ① 変更定款案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更定款案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削るものです。
 - ④ 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

次に掲げる「対照表」に記載のとおりです。

対 照 表

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(目的) 第2条 (記載省略)	(目的) 第2条 (現行のとおり)
1. (記載省略)	1. (現行のとおり)
2. <u>その他前号の業務に附帯する業務</u> (新設)	2. 前号の業務に附帯する業務
	3. <u>前2号の業務のほか、保険業法の規定により保険持株会社が営むことのできる業務</u>

(次頁に続く)

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第3条 　　(記載省略)</p> <p>第15条</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第17条 　　(記載省略)</p> <p>第40条</p> <p>(新設)</p>	<p>第3条 　　(現行のとおり)</p> <p>第15条</p> <p>(削る)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条 　　(現行のとおり)</p> <p>第40条</p> <p>附則</p> <p>① <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役14名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、取締役14名全員が任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位および担当	
1	再任 ながの つよし 永野 毅	男性	取締役会長	—
2	再任 こみや さとる 小宮 暁	男性	取締役社長	グループCEO、グループカルチャー総括
3	再任 はらしま あきら 原島 朗	男性	取締役副社長	海外事業総括 Co-Head of International Business 海外事業企画部（北米（エイチシーシー社、ピュア社を除く）、アジア（中国、東アジアを除く））
4	再任 おかだ けんじ 岡田 健司	男性	専務取締役	グループ資本政策総括 経営企画部（CEO室、国内事業支援グループ、サステナビリティ室を除く）、経理部
5	再任 もりわき よういち 森脇 陽一	男性	専務取締役	グループ事業戦略・シナジー総括 経営企画部（CEO室）、事業戦略部、ヘルスケア事業開発部
6	再任 ひろせ しんいち 広瀬 伸一	男性	取締役	—
7	再任 みむら あきお 三村 明夫	男性	社外取締役	—
8	再任 えがわ まさこ 江川 雅子	女性	社外取締役	—
9	再任 みたち たかし 御立 尚資	男性	社外取締役	—
10	再任 えんどう のぶひろ 遠藤 信博	男性	社外取締役	—
11	再任 かたの ざかしんや 片野坂 真哉	男性	社外取締役	—
12	再任 おおその えみ 大園 恵美	女性	社外取締役	—
13	新任 いし い よしのり 石井 喜紀	男性	常務執行役員	グループ法務コンプライアンス総括 法務コンプライアンス部、内部監査部
14	新任 わだ きよし 和田 清	男性	常務執行役員	グループオペレーション総括 グループサステナビリティ総括 経営企画部（国内事業支援グループ、サステナビリティ室）

(注) 上表に 独立役員 と表示している6名は、社外取締役候補者です。

候補者番号

1

再任



なが の つよし
永野 毅

生年月日 1952年11月9日

性別 男性

所有する当社の株式数 29,900株

略歴、地位および担当

1975年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
2003年 6月 同社執行役員東海本部名古屋営業第三部長
2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員名古屋営業第三部長
2006年 6月 同社常務執行役員
2008年 6月 同社常務取締役
2008年 6月 当社取締役
2009年 6月 当社取締役退任
2010年 6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2011年 6月 当社専務取締役
2012年 6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
2012年 6月 当社取締役副社長
2013年 6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長
2013年 6月 当社取締役社長
2016年 4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長
2019年 6月 同社取締役会長退任
2019年 6月 当社取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

セイコーホールディングス株式会社取締役（社外取締役）
一般社団法人日本経済団体連合会副会長

■ 取締役候補者とした理由

永野 毅氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内外の保険営業や経営企画、商品企画業務に従事した後、同社および当社の取締役社長および取締役会長を歴任しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

- (注) 1. 永野 毅氏は、東海旅客鉄道株式会社および富士フィルムホールディングス株式会社のそれぞれにおいて、2022年6月開催の定時株主総会日付で社外取締役に就任する予定です。
2. 27頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

2

再任



こ みや さとる
小 宮 暁

生年月日 1960年8月15日

性別 男性

所有する当社の株式数 16,600株

略歴、地位および担当

1983年4月 東京海上火災保険株式会社入社
 2012年6月 日新火災海上保険株式会社取締役常務執行役員
 2015年3月 同社取締役常務執行役員退任
 2015年4月 当社執行役員経営企画部長
 2016年4月 当社常務執行役員
 2018年4月 当社専務執行役員
 2018年4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
 2018年6月 当社専務取締役
 2019年6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長（現職）
 2019年6月 当社取締役社長（現職）

<担当>

グループCEO、グループカルチャー総括

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

小宮 暁氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や人事企画、営業企画業務、グループ会社経営に従事した後、当社の業務執行役員として海外保険事業を総括し、現在はグループCEOとして東京海上グループ全体の経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

(注) 27頁に「複数の候補者に共通する注記」として小宮 暁氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

3

再任



はら しま あきら
原 島 朗

生年月日 1960年11月19日

性別 男性

所有する当社の株式数 8,600株

略歴、地位および担当

1984年4月 東京海上火災保険株式会社入社
2014年4月 当社執行役員経営企画部長
2015年4月 当社執行役員（米州総括）
2016年4月 当社常務執行役員
2019年4月 当社専務執行役員
2019年6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2019年6月 当社専務取締役
2022年4月 当社取締役副社長（現職）
2022年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長（現職）

<担当>

海外事業総括、Co-Head of International Business

海外事業企画部（北米（エイチシーシー社、ピュア社を除く）、アジア（中国、東アジアを除く））

※エイチシーシー社およびピュア社は、北米に本社を置く当社の子会社です。

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長

■ 取締役候補者とした理由

原島 朗氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に海外保険事業や経営企画業務に従事した後、当社の業務執行役員として米州やアジア等の海外保険事業を担当し、現在は当社の取締役副社長として海外保険事業を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

(注) 27頁に「複数の候補者に共通する注記」として原島 朗氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

4

再任



おか だ けん じ
岡 田 健 司

生年月日 1963年9月19日

性別 男性

所有する当社の株式数 13,100株

略歴、地位および担当

1986年4月 東京海上火災保険株式会社入社
 2018年4月 当社執行役員監査部長
 2019年4月 当社常務執行役員
 2019年4月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員
 2019年6月 同社常務取締役
 2019年6月 当社常務取締役
 2022年4月 当社専務取締役（現職）
 2022年4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役（現職）

<担当>

グループ資本政策総括

経営企画部（CEO室、国内事業支援グループ、サステナビリティ室を除く）、経理部

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社専務取締役

■ 取締役候補者とした理由

岡田健司氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に財務企画、経営企画業務や海外保険事業に従事した後、当社の業務執行役員として法務コンプライアンスおよびリスク管理を総括し、現在は当社の専務取締役としてグループの資本政策を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

(注) 27頁に「複数の候補者に共通する注記」として岡田健司氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

5

再任



もり わき よう いち
森 脇 陽 一

生年月日 1965年9月11日

性別 男性

所有する当社の株式数 4,900株

略歴、地位および担当

1988年4月 東京海上火災保険株式会社入社
2018年4月 当社執行役員経理部長
2018年4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経理部長
2020年3月 同社執行役員経理部長退任
2020年4月 当社常務執行役員
2021年6月 当社常務取締役
2022年4月 当社専務取締役（現職）

<担当>

グループ事業戦略・シナジー総括
経営企画部（CEO室）、事業戦略部、ヘルスケア事業開発部

■ 取締役候補者とした理由

森脇陽一氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主にIT企画、人事企画、経理業務に従事した後、当社の業務執行役員としてグループの事業戦略・シナジー実現およびサステナビリティの取組みを総括し、現在は当社の専務取締役としてグループの事業戦略・シナジー実現の取組みを総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

(注) 27頁に「複数の候補者に共通する注記」として森脇陽一氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

6

再任



ひろ せ しん いち
広 瀬 伸 一

生年月日 1959年12月7日

性別 男性

所有する当社の株式数 21,175株

略歴、地位および担当

1982年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
 2013年 6 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役
 2014年 4 月 同社取締役社長
 2014年 6 月 当社取締役
 2017年 3 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長退任
 2017年 4 月 当社常務取締役
 2017年 6 月 当社常務執行役員
 2018年 4 月 当社専務執行役員
 2019年 3 月 当社専務執行役員退任
 2019年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長（現職）
 2019年 6 月 当社取締役（現職）

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

広瀬伸一氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画、営業企画業務や国内生損保事業に従事した後、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長および当社海外保険事業の担当業務執行役員を経て、現在は東京海上日動火災保険株式会社の取締役社長として同社の経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

(注) 27頁に「複数の候補者に共通する注記」として広瀬伸一氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

7

再任

独立役員



み むら あき お
三村 明夫

生年月日 1940年11月2日

性別 男性

所有する当社の株式数 7,700株

略歴、地位および担当

1963年4月 富士製鐵株式会社入社
1993年6月 新日本製鐵株式会社取締役
1997年4月 同社常務取締役
2000年4月 同社代表取締役副社長
2003年4月 同社代表取締役社長
2008年4月 同社代表取締役会長
2010年6月 当社取締役（社外取締役、現職）
2012年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役
2013年6月 同社相談役
2013年11月 同社相談役名誉会長
2018年6月 同社社友名誉会長
2019年4月 日本製鐵株式会社社友名誉会長（現職）

重要な兼職の状況

日本製鐵株式会社社友名誉会長
株式会社日本政策投資銀行取締役（社外取締役）
日本商工会議所会頭
東京商工会議所会頭

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

三村明夫氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、当社取締役会に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 三村明夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、30頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年となりますが、同氏は当社取締役に就任以来、一貫して独立した立場からその役割を果たしています。また、在任期間の長い同氏が社外取締役であることは、他の社外取締役の在任期間が比較的短い当社取締役会における在任期間に係る多様性の確保に資するものです。
4. 同氏が社友名誉会長として在任している日本製鐵株式会社は当社の株式を保有しており、また当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社は日本製鐵株式会社の株式を保有していますが、その発行済株式総数に占める割合はいずれも1%未満です。
5. 同氏が社友名誉会長として在任している日本製鐵株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益（連結売上高に相当）のいずれに対しても1%未満です。

■ 主な活動状況

1. 三村明夫氏は、2021年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員長として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

- (注) 1. 三村明夫氏は、日本郵政株式会社および株式会社日清製粉グループ本社のそれぞれにおいて、2022年6月開催の定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任する予定です。
2. 同氏が社外取締役として在任している日本郵政株式会社は、子会社である株式会社かんぽ生命保険および日本郵便株式会社において不適正な募集行為があったことの端緒を把握していたにもかかわらず、十分な実態把握や対応を両社に指示しなかったなど、経営管理上の不備が認められたことを理由として、2019年12月27日に、総務大臣および金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は、本件

事実について、事前に認識していませんでしたが、日頃から、グループガバナンスや内部統制の重要性の視点に立った提言を行っていました。事後には、判明した事実について、徹底した調査および再発防止を指示しました。

3. 27頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

8

再任

独立役員



え がわ まさ こ
江川 雅子

生年月日 1956年9月7日

性別 女性

所有する当社の株式数 5,300株

略歴、地位および担当

1980年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社
1986年9月 ソロモン・ブラザーズ・インクニューヨーク本店入社
1988年6月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店入社
1993年12月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社東京支店入社
2001年11月 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長
2009年4月 国立大学法人東京大学理事
2015年3月 同法人理事退任
2015年6月 当社取締役（社外取締役、現職）
2015年9月 一橋大学大学院商学研究科教授
2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科教授
2020年4月 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授
2022年3月 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授退任
2022年4月 学校法人成蹊学園学園長（現職）

重要な兼職の状況

学校法人成蹊学園学園長
三井物産株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

江川雅子氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、当社取締役会に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、同氏の当社取締役就任以降の活動状況を踏まえ、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

■ 独立性について

1. 江川雅子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしています。
2. 同氏は、30頁に記載の社外役員独立性判断基準を満たしています。

■ 主な活動状況

1. 江川雅子氏は、2021年度に開催した10回の取締役会のうち9回に出席しました。
2. 同氏は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

- (注) 1. 江川雅子氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
2. 27頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

9

再任

独立役員



御立 尚資

生年月日 1957年1月21日

性別 男性

所有する当社の株式数 1,600株

略歴、地位および担当

1979年4月 日本航空株式会社入社
 1993年10月 ポストンコンサルティンググループ入社
 1999年1月 同社ヴァイス・プレジデント
 2005年1月 同社日本代表、シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター
 2013年4月 京都大学経営管理大学院客員教授
 2016年1月 ポストンコンサルティンググループシニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター
 2017年6月 当社取締役（社外取締役、現職）
 2017年10月 ポストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー
 2020年4月 京都大学経営管理大学院特別教授（現職）
 2021年12月 ポストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー退任

重要な兼職の状況

京都大学経営管理大学院特別教授
 楽天グループ株式会社取締役（社外取締役）
 DMG森精機株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

御立尚資氏は、社外取締役候補者です。
 同氏には、社外取締役として、当社取締役会に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 御立尚資氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、30頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

■ 主な活動状況

1. 御立尚資氏は、2021年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

- (注) 1. 御立尚資氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 2. 同氏は、2022年6月開催の住友商事株式会社の定時株主総会日付で当社社外取締役に就任する予定です。
 3. 27頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

10

再任

独立役員



えん どう のぶ ひろ
遠藤 信博

生年月日 1953年11月8日

性別 男性

所有する当社の株式数 1,700株

略歴、地位および担当

1981年 4月 日本電気株式会社入社
2006年 4月 同社執行役員モバイルネットワーク事業本部長
2009年 4月 同社執行役員常務
2009年 6月 同社取締役執行役員常務
2010年 4月 同社代表取締役執行役員社長
2016年 4月 同社代表取締役会長
2019年 6月 同社取締役会長（現職）
2019年 6月 当社取締役（社外取締役、現職）

重要な兼職の状況

日本電気株式会社取締役会長
住友ファーマ株式会社取締役（社外取締役）
株式会社日本取引所グループ取締役（社外取締役）
一般社団法人日本経済団体連合会副会長
公益社団法人経済同友会副代表幹事

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

遠藤信博氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、当社取締役に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 遠藤信博氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、30頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が取締役会長として在任している日本電気株式会社と当社および当社保険子会社との間にはシステム関連等の取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上収益（連結売上高に相当）および当社の連結経常収益（連結売上高に相当）のいずれに対しても1%未満です。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上収益および当社の連結経常収益のいずれに対しても1%未満です。

■ 主な活動状況

1. 遠藤信博氏は、2021年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

(注) 1. 遠藤信博氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

2. 同氏は、日本電気株式会社取締役会長を務めていますが、2022年6月開催の同社定時株主総会日付で同社特別顧問に就任する予定です。
3. 同氏は、2022年6月開催の株式会社日清製粉グループ本社の定時株主総会日付で同社社外取締役に就任する予定です。
4. 同氏が社外取締役として2016年6月から2018年6月まで在任していた株式会社かんぽ生命保険は、過去5年間の消滅契約を含む全ての保険契約等を2019年7月以降に調査したところ、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等の事案があることが判明し、2019年12月27日に、金融庁から保険業法に基づく業務停止命令および業務改善命令を受けました。同氏は、本件事実について、在任中には認識していませんでしたが、日頃から、コンプライアンス意識の徹底を図るため、法令遵守の視点に立った提言を行っていました。

5. 同氏が社外取締役として在任している株式会社日本取引所グループ（以下「JPX」といいます）は、2020年10月1日に同社の子会社である株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます）の売買システムにおいて発生した障害により、東証の全ての取引が終日停止したことが、金融商品取引所に対する投資者等の信頼を著しく損なうものであったとして、同年11月30日に金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は、当該事実の発生前から、取締役会において、安定性および信頼性の高い市場運営のあり方について適宜提言を行っていました。当該事実の発生後は、JPXが設置した調査委員会の委員として、本障害発生の真因、事前および事後の対応の妥当性ならびに再発防止措置等の事項に関して評価および提言等を行うとともに、同社の取締役会において、同委員会の調査状況および調査結果について報告しました。
6. 27頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

11

再任

独立役員



かたのざか しんや
片野坂 真哉

生年月日 1955年7月4日

性別 男性

所有する当社の株式数 600株

略歴、地位および担当

1979年4月 全日本空輸株式会社入社
2007年4月 同社執行役員
2009年4月 同社上席執行役員
2009年6月 同社取締役執行役員
2011年6月 同社常務取締役執行役員
2012年4月 同社専務取締役執行役員
2013年4月 ANAホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員
2015年4月 同社代表取締役社長
2015年4月 全日本空輸株式会社取締役
2017年4月 同社取締役会長
2020年6月 当社取締役（社外取締役、現職）
2022年3月 全日本空輸株式会社取締役会長退任
2022年4月 ANAホールディングス株式会社代表取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

ANAホールディングス株式会社代表取締役会長

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

片野坂真哉氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、当社取締役に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 片野坂真哉氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、30頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が代表取締役会長として在任しているANAホールディングス株式会社は当社の株式を保有しており、また当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社はANAホールディングス株式会社の株式を保有していますが、その発行済株式総数に占める割合はいずれも1%未満です。
4. 同氏が代表取締役会長として在任しているANAホールディングス株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益（連結売上高に相当）のいずれに対しても1%未満です。

■ 主な活動状況

1. 片野坂真哉氏は、2021年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

(注) 1. 片野坂真哉氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

2. 同氏が取締役会長として在任していた全日本空輸株式会社は、運航乗務員の飲酒に係る不適切事案により行政指導を受けていたにもかかわらず、2019年11月7日に機長が飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を行う不適切事案を再発させました。この結果、輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められたとして、同社は2020年5月1日に国土交通大臣から事業改善命令を受けました。同氏は、運航乗務員の飲酒に係る不適切事案に対し、運航規程類の厳格化やアルコール検査体制の強化に加え、アルコール教育プログラムやカウンセリングの実施等、グループ社員の意識改革と自己管理の強化・支援に関する取組みを進めました。本件事実を認識した後は、これまでの施策の浸透・徹底を図るとともに、さらなる再発防止策の策定を指示するなど、コンプライアンスのさらなる徹底のための取組みを推進しました。

3. 27頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

12

再任

独立役員



おお の え み
大 園 恵 美

生年月日 1965年8月8日

性別 女性

所有する当社の株式数 1,600株

略歴、地位および担当

1988年4月 株式会社住友銀行入行
1998年4月 早稲田大学アジア太平洋研究センター客員講師（専任扱い）
2000年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専任講師
2002年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授
2010年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科教授（現職）
2021年6月 当社取締役（社外取締役、現職）

重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科教授

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

大園恵美氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、当社取締役会に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の企業戦略研究等を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、同氏の当社取締役就任以降の活動状況を踏まえ、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

■ 独立性について

1. 大園恵美氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、30頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

■ 主な活動状況

1. 大園恵美氏は、同氏の取締役就任後、2021年度に開催した8回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の企業戦略研究等を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

(注) 1. 大園恵美氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

2. 同氏は、2017年6月から2021年6月までの間、当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社の社外監査役を務めていました。また、2004年6月から2010年6月までの間、当社の子会社である日新火災海上保険株式会社（2006年9月に子会社化）の社外取締役を務めていました。
3. 27頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

13

新任



いし い よし のり
石井 喜紀

生年月日 1961年6月2日

性別 男性

所有する当社の株式数 6,200株

略歴、地位および担当

1985年4月 東京海上火災保険株式会社入社
2020年4月 当社執行役員法務コンプライアンス部長
2020年4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員法務部長
2022年4月 当社常務執行役員（現職）
2022年4月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役（現職）

<担当>

グループ法務コンプライアンス総括
法務コンプライアンス部、内部監査部

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社常務取締役

■ 取締役候補者とした理由

石井喜紀氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に法務コンプライアンスや人事企画業務に従事し、現在は当社の常務執行役員としてグループの法務コンプライアンスを総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

(注) 27頁に「複数の候補者に共通する注記」として石井喜紀氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

14

新任



わ だ きよし
和田 清

生年月日 1966年8月10日

性別 男性

所有する当社の株式数 5,500株

■ 取締役候補者とした理由

和田 清氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内外の保険営業や商品企画、経営企画業務に従事し、現在は当社の常務執行役員としてグループのオペレーションおよびサステナビリティの取組みを総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

(注) 27頁に「複数の候補者に共通する注記」として和田 清氏に関する内容を掲載しています。

略歴、地位および担当

1990年4月 東京海上火災保険株式会社入社
2020年4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員米国担当部長
2022年4月 当社常務執行役員（現職）
2022年4月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役（現職）

<担当>

グループオペレーション総括、グループサステナビリティ総括
経営企画部（国内事業支援グループ、サステナビリティ室）

重要な兼職の状況


東京海上日動火災保険株式会社常務取締役

第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、監査役 森 正三、和仁亮裕および大槻奈那の各氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号 1		略歴および地位
再任		1979年4月 弁護士（現職） 1987年5月 三井安田法律事務所 2004年12月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 2014年5月 伊藤見富法律事務所（外国法共同事業モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所） 2014年6月 当社監査役（社外監査役、現職） 2020年4月 モリソン・フォースター法律事務所（外国法共同事業モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所）
独立役員		重要な兼職の状況 弁護士

わ に あ き ひ ろ
和 仁 亮 裕

生年月日 1951年9月1日

性別 男性

所有する当社の株式数 0株

■ 社外監査役候補者とした理由

和仁亮裕氏は、社外監査役候補者です。

同氏には、社外監査役として、適切な監査機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社監査役に就任以来、長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、同氏の当社監査役就任以降の活動状況を踏まえ、同氏が社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

■ 独立性について

1. 和仁亮裕氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、30頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

■ 主な活動状況

1. 和仁亮裕氏は、2021年度に開催した10回の取締役会および10回の監査役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、取締役会および監査役会において、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。

- (注) 1. 和仁亮裕氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
2. 27頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

2

再任

独立役員



おお つき な な
大 槻 奈 那

生年月日 1964年9月17日

性別 女性

所有する当社の株式数 0株

略歴および地位

1988年4月 三井信託銀行株式会社入行
 1994年6月 パリ国立銀行入行
 1998年3月 HSBC証券会社入社
 2000年1月 スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社日韓金融機関格付チームヘッド
 2005年12月 UBS証券株式会社調査部マネジング・ディレクター
 2011年6月 メリルリンチ日本証券株式会社マネジング・ディレクター
 2015年9月 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授（現職）
 2016年1月 マネックス証券株式会社執行役員チーフ・アナリスト
 2018年4月 二松学舎大学国際政治経済学部客員教授
 2018年6月 当社監査役（社外監査役、現職）
 2019年9月 学校法人二松学舎理事（現職）
 2021年4月 マネックス証券株式会社専門役員チーフ・アナリスト（現職）

重要な兼職の状況

マネックス証券株式会社専門役員チーフ・アナリスト
 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授
 株式会社クレディセゾン取締役（社外取締役）
 持田製薬株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外監査役候補者とした理由

大槻奈那氏は、社外監査役候補者です。

同氏には、社外監査役として、適切な監査機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社監査役に就任以来、長年の金融機関におけるアナリストとしての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 大槻奈那氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、30頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が専門役員チーフ・アナリストとして在任しているマネックス証券株式会社と当社との間には、取引はありません。
また、同社は、当社金融子会社が組成する公募投資信託を販売していますが、その販売手数料の規模は同社の営業収益および当社の連結経常収益（連結売上高に相当）のいずれに対しても1%未満です。

■ 主な活動状況

1. 大槻奈那氏は、2021年度に開催した10回の取締役会および10回の監査役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の金融機関におけるアナリストとしての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会および監査役会において、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。

- (注) 1. 大槻奈那氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 2. 27頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

3

新任



ゆ あさ たか ゆき
湯 浅 隆 行

生年月日 1958年5月5日

性別 男性

所有する当社の株式数 17,100株

略歴および地位

1981年4月 東京海上火災保険株式会社入社
2012年6月 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社取締役社長
2014年9月 同社取締役社長退任
2014年10月 当社常務執行役員
2015年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
2015年6月 当社常務取締役
2018年4月 当社専務取締役
2018年4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2019年4月 当社取締役副社長（現職）
2019年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
2022年3月 同社取締役副社長退任

■ 監査役候補者とした理由

湯浅隆行氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に経営企画、財務、経理業務や国内生損保事業に従事した後、同社および当社の業務執行役員としてリスク管理を総括し、その後当社のグループの資本政策を総括しました。同氏を監査役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、適切な監査機能を果たすことを期待するためです。

- (注) 1. 湯浅隆行氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社取締役副社長を退任する予定です。
2. 27頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

複数の候補者に共通する注記

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、三村明夫、江川雅子、御立尚資、遠藤信博、片野坂真哉、大園恵美、和仁亮裕および大槻奈那の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との当該責任限定契約を継続する予定です。
3. 当社は、現在、当社および当社の一部国内子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等をてん補するものです。当社は、本定時株主総会后に迎える当該契約の保険期間満了後も、契約を継続する予定です。

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル

氏名	性別	本定時株主総会後の 地位および主な担当（予定）	スキル											
			企業 経営	金融 経済	財務 会計 ファイ ナンス	法務 コンプ ライア ンス	環境	人材 戦略	ガバナ ンス リスク マネジ メント	テクノ ロジー	国際性	保険 事業		
永野 毅	男性	取締役会長		○	○						○		○	○
小宮 暁	男性	取締役社長	グループCEO グループカルチャー総括	○	○					○			○	○
原島 朗	男性	取締役副社長	海外事業総括 Co-Head of International Business	○									○	○
岡田 健司	男性	専務取締役	グループ資本政策総括		○	○	○				○		○	○
森脇 陽一	男性	専務取締役	グループ事業戦略・シ ナジー総括		○	○		○		○		○		○
石井 喜紀	男性	常務取締役	グループ法務コンプラ イアンス総括				○			○	○			○
和田 清	男性	常務取締役	グループオペレーショ ン総括 グループサステナビリ ティ総括		○	○							○	○
広瀬 伸一	男性	取締役		○	○					○				○
三村 明夫	男性	社外取締役		○	○						○		○	
江川 雅子	女性	社外取締役		○	○	○					○		○	
御立 尚資	男性	社外取締役		○	○	○		○			○	○	○	
遠藤 信博	男性	社外取締役		○	○						○	○	○	
片野坂真哉	男性	社外取締役		○	○					○	○		○	
大藪 恵美	女性	社外取締役		○	○	○		○			○		○	
藤田 裕一	男性	常勤監査役			○	○					○		○	○
湯浅 隆行	男性	常勤監査役		○	○	○	○				○			○
堀井 昭成	男性	社外監査役			○	○					○		○	
和仁 亮裕	男性	社外監査役			○	○	○				○		○	
大槻 奈那	女性	社外監査役			○	○		○			○		○	

取締役・監査役のスキルについての考え方

1. 東京海上グループは、保険グループとしてグローバルに事業を展開しています。そのなかで、当社はグループを統括する保険持株会社として、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制を構築し、グループ会社を適切に統治します。
2. 監査役会設置会社である当社の取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役会がその役割を適切に果たすためには、東京海上グループの事業内容、事業展開、統治構造等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが必要です。また、必要とされるスキルは、事業環境の変化に伴い変化します。
3. 当社において重要な業務執行の決定や監督を適切に行うためには、まずは、ビジネスを深く理解していること、すなわち、「保険事業」に精通していることが求められます。また、「金融経済」、「財務会計、ファイナンス」、「法務コンプライアンス」、「人材戦略」、「ガバナンス、リスクマネジメント」のスキルはあらゆる判断のベースとなります。さらに、地球環境や技術革新への対応が社会全体の課題となっている今、「環境」および「テクノロジー」のスキルの重要性はますます高まっています。加えて、特に社外取締役には、「国際性」、「企業経営」のスキルを期待しています。これは、グローバルに事業展開する東京海上グループにとって、グローバルな環境認識や企業経営の知見が大変有益であるためです。
4. 監査役においても、取締役の職務の執行を適切に監査するためには、上記の取締役会同様のスキルを備える形で監査役会が構成されることが望ましいと考えています。そのなかでも、「財務会計、ファイナンス」のスキルの重要性は特に高く位置付けられます。
5. 左記の表は、本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）とその有するスキルを一覧にしたものですが、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

ご参考：社外役員の独立性判断基準 (東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針 **別表**)

社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ①当社またはその子会社の業務執行者である者
- ②過去10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者であった者
- ③当社もしくは主な事業子会社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
- ④当社もしくは主な事業子会社の主要な取引先である者（直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
- ⑤当社もしくは主な事業子会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
- ⑥当社または主な事業子会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額（1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるものの業務執行者である者
- ⑦当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
- ⑧当社または主な事業子会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額（1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるもの
- ⑨直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

以上

メモ

添付書類

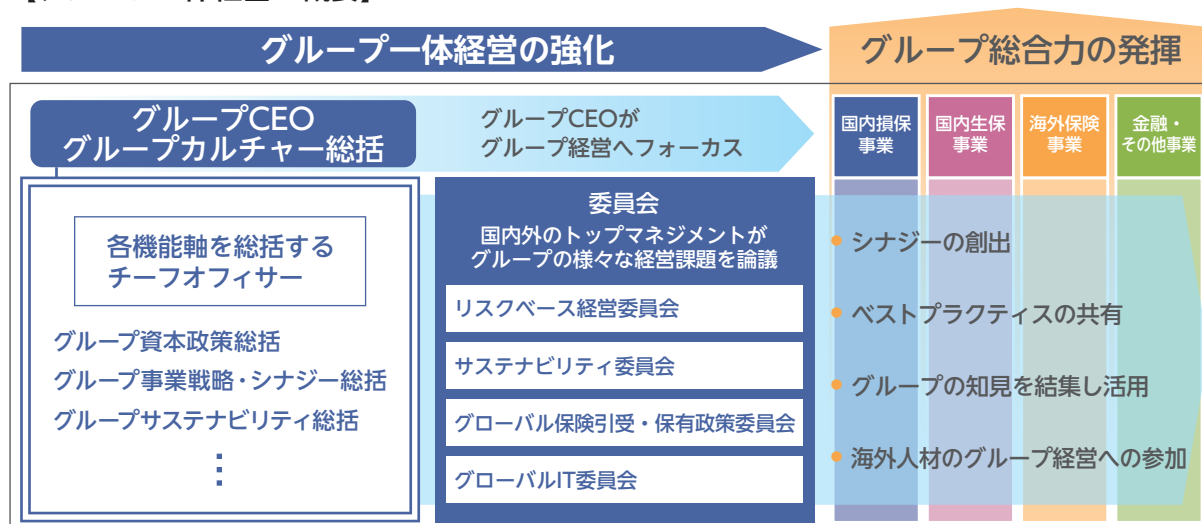
2021年度〔2021年4月1日から2022年3月31日まで〕事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

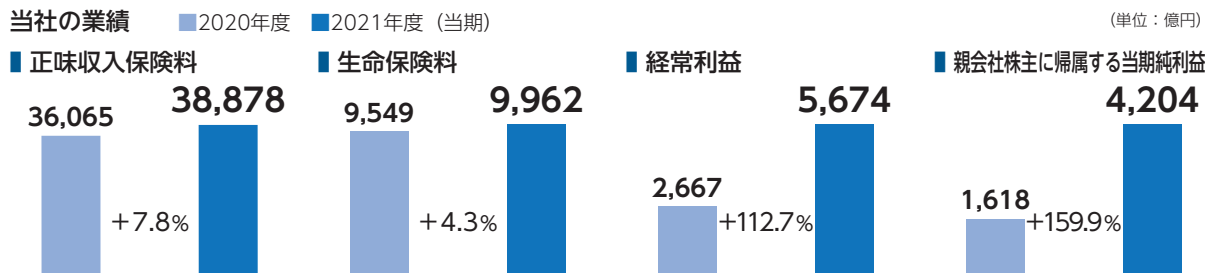
- 2021年度の世界経済は、主要各国における新型コロナウイルスのワクチン接種の進展に伴い、個人消費を中心に持ち直しました。わが国経済は、度重なる緊急事態宣言等の影響を受けて停滞しましたが、その後の経済活動の再開に伴い、持ち直しの動きへと変化しました。
- 東京海上グループは、「東京海上グループ中期経営計画2023～成長への変革と挑戦～」の初年度にあたり、グループCEOを中心にチーフオフィサーが機能毎に総括を行うグループ一体経営のもと、積極的に事業を推進しました。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止や社員の安全確保に努めながら、保険グループとして社会インフラの役割を果たすとともに、新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたお客様のニーズの変化にもしっかりとお応えできるよう努めました。

【グループ一体経営の概要】



■当社の連結決算につきましては、国内の自然災害に係る発生保険金の減少等により国内損害保険事業において増益したことならびに保険引受および資産運用の好調により海外保険事業においても増益したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は4,204億円と、過去最高益を大幅に更新しました。

区 分	2020年度	2021年度 (当期)	増減率
経常収益	5兆4,611億円	5兆8,637億円	7.4%
うち正味収入保険料	3兆6,065億円	3兆8,878億円	7.8%
うち生命保険料	9,549億円	9,962億円	4.3%
経常利益	2,667億円	5,674億円	112.7%
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,618億円	4,204億円	159.9%



■また、事業セグメントごとの経常収益および経常利益は、次のとおりとなりました。

事業セグメント	経常収益		経常利益	
	2020年度	2021年度 (当期)	2020年度	2021年度 (当期)
国内損害保険事業	2兆7,609億円	2兆8,500億円	1,428億円	3,026億円
国内生命保険事業	7,753億円	7,144億円	687億円	695億円
海外保険事業	1兆8,778億円	2兆2,647億円	446億円	1,855億円
金融・その他事業	1,008億円	1,023億円	101億円	96億円

国内損害保険事業

正味収入保険料 2兆4,672億円 経常利益 3,026億円



- 2022年3月の福島県沖を震源とする地震の発生を受け、東京海上日動は、直ちに社長直轄の対策本部を立ち上げました。その指揮のもと、全国から社員を現地に派遣し、保険金支払体制を強化するとともに、有事に備えて整備してきたシステム基盤を活用し、全国の拠点で分担して事故の受付や保険金支払業務を行うなど、全社を挙げて震災対応に取り組んでいます。
- 自然災害への対応に限らず、損害サービスのご提供は、損害保険会社としてお客様にその価値を認識いただける重要な場面です。一日でも早くお客様に安心をお届けできるよう、グループ一体で損害サービス対応に取り組んでまいります。
- 損害サービスのプロセスにおいて独自のデジタルツールの積極的な活用と、社員・代理店がお客様に親身に寄り添う対応により、人とデジタルのベストミックスの実現に取り組みました。お客様との接点や業務プロセスをシンプルで快適なものにデザインし直そうとした取組みが高い評価を受け、公益財団法人日本デザイン振興会主催の「GOOD DESIGN AWARD 2021」においてグッドデザイン賞を受賞しました。
- 防災・減災が大きな社会課題となるなか、東京海上日動は、志をともにする、様々な業界から集結した多くの企業等とともに、防災・減災に関する4要素（現状把握・対策実行・避難・生活再建）の高度化に取り組むことで強靱な社会の構築をめざす「防災コンソーシアム（CORE）」を発足させました。業界の垣根を越えて「知」と「革新的技術」を結集し、企業間の共創、国・自治体等との連携を通じて防災・減災に寄与するソリューションを創出・社会実装し、災害に負けない強靱な社会の実現をめざします。
- 「社会課題解決に貢献することを通じた新たなマーケットの創造」の取組みとして、地球温暖化や気候変動を背景に再生可能エネルギー事業への期待が高まるなか、洋上風力発電事業を建設から操業までトータルにサポートする商品・サービスの提供等を通じ、再生可能エネルギー事業を支援しました。また、日本経済を支える中小企業の挑戦を支援すべく、関連情報から解決に至るサービスまでをワンストップで提供するソリューションサイト「BUDDY+」を活用し、各企業のニーズを的確に捉え、テクノロジーを活用して、個々の企業に最適な商品・サービスを提案する体制を整えました。

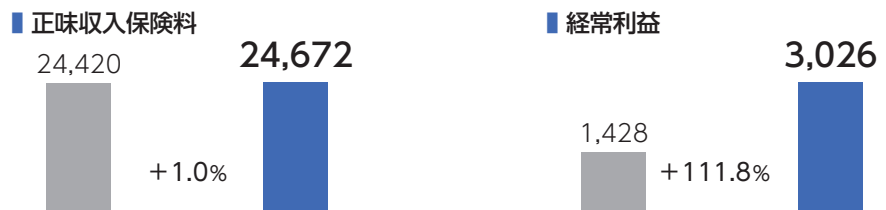


- 自然災害の激甚化等のいかなる環境変化にも対応し安定的に商品・サービスを提供し続けられるよう、DX（デジタルトランスフォーメーション）を徹底的に活用し、「しなやかで無駄のない事業運営態勢の構築」を推進するとともに、火災保険の料率改定等の「保険本業の収益力強化」に取り組みました。

国内損害保険事業の業績

■2020年度 ■2021年度（当期）

（単位：億円）



国内生命保険事業

生命保険料 5,675億円 経常利益 695億円

収入保険料構成比

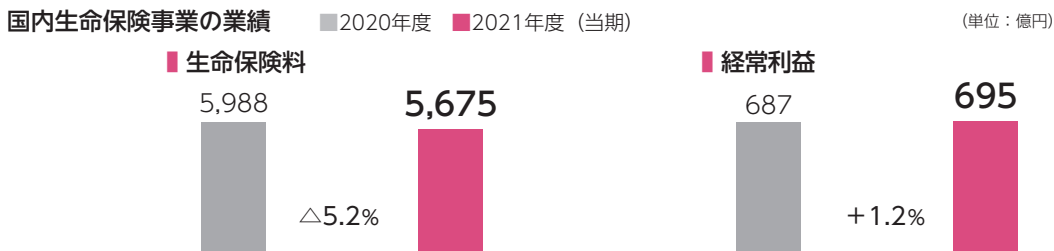


- あんしん生命は、1996年に「お客様本位で革新的な生命保険事業」を掲げて創業し、2021年8月に創業25周年という節目を迎えることができました。創業以来、業界屈指の成長率を確保し続けることができたのは、お客様のニーズを的確に捉えたうえで、独創性の高い商品の開発・販売に一貫して取り組み、その結果として、多くのお客様から継続的にご支持・ご支援をいただけたことによるものです。



- 2021年度も、強みである生損一体のビジネスモデルを活かしつつ、就業不能や介護等の分野への保障を提供する「生存保障革命」を推進しました。もしもの事態に備えながら所定の年齢で健康還付給付金をお受け取りいただける「あんしんねんきん介護R」、高額となる可能性のあるがんの最新の治療等に対応すべく最大1億円の保障を追加できる「あんしんがん治療保険」を新たに発売するなど、積極的に事業を推進し、お客様から高い評価をいただきました。

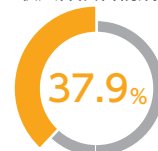
■ 低金利環境が長期化するなか、金利リスクが小さい保障性商品の提供拡大を図るとともに、資産と負債の総合管理（ALM）を基本とした資産運用に継続的に取り組むなど、金利リスクの削減を進めました。



海外保険事業

収入保険料 1兆8,493億円 経常利益 1,855億円

収入保険料構成比

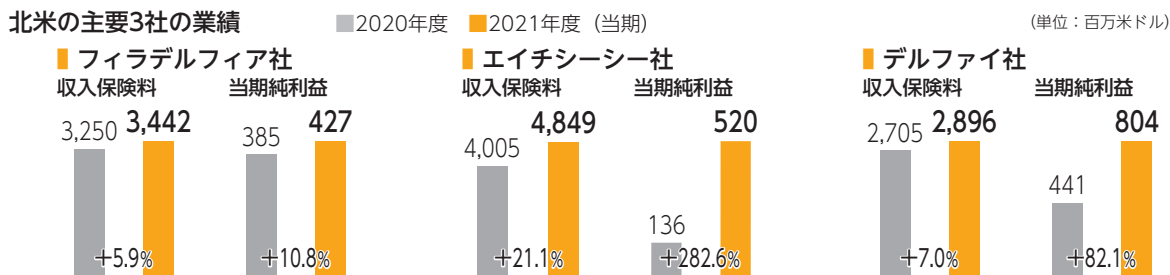


■ グループ全体のグローバルな成長と分散の効いたポートフォリオの構築を実現すべく、持続的な内部成長と戦略的なM&Aを取組みの両輪として、先進国および新興国で積極的に事業を展開しました。また、グループ各社の優れたノウハウを相互に活用し、保険料収入の拡大、資産運用の高度化、業務効率の向上等のシナジーの実現に向けた幅広い取組みを継続しました。



■ 世界中の各拠点が事業の着実な成長実現をめざすとともに、市場環境を踏まえた料率の引上げ等の保険引受利益の改善・拡大に取り組まれました。また、資産運用面でも、景気回復のタイミングを的確に捉えた運用を行うことで好成績を上げることができました。これらの結果として、過去最高益となった北米の主要3社を筆頭に、多くの海外グループ会社が好業績を収め、海外保険事業全体としても過去最高益を上げることができました。

■主要な海外グループ会社は、成長戦略の一環として、自社の既存事業を強化する「ボルトオンM&A」に継続的に取り組んでおり、過去からのこうした取組みは2021年度の好業績にも貢献しています。2021年度は、デルファイ社が傘下の生命保険子会社を通じ、特徴あるビジネスモデルを有する米国の保険会社を買収しました。



金融・その他事業

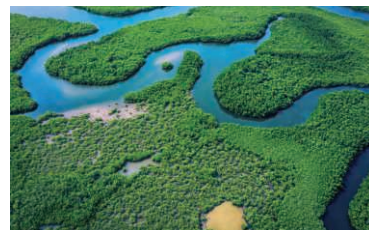
経常収益 1,023億円 経常利益 96億円

■金融・その他事業においては、年金の運用受託や投資信託の運用等、安定的な収益基盤であるアセットマネジメント事業を中心に取り組んでおり、同事業はお客様から高くご評価いただいています。

サステナブル（持続可能）な社会への貢献

■東京海上グループは、創業時から「お客様や社会のいざをお守りすること」をパーパスとし、これを起点に、時代とともに変化する様々な社会課題の解決に貢献することで、持続的・長期的に成長してきました。これからも「社会のお役に立つ」、「人を幸せにする」、「地球環境を守る」ことにつながる事業をグローバルに展開することで、サステナブルな社会づくりに貢献し、グループの社会的価値と経済的価値を同時に高めてまいります。

- 2021年4月に、グループ全体でサステナビリティ戦略の推進を加速すべく、サステナビリティを総括するチーフオフィサーを新設するとともに、グループCEOとチーフオフィサー等で構成するサステナビリティ委員会を設置しました。加えて、同委員会内に各領域のサステナビリティ課題について個別に検討する部会を設置し、強固な推進体制を確立しました。
- 同年9月には、「気候変動に対する当社の基本的な考え方」における「保険引受・投融資に関する方針」に「炭鉱開発（一般炭）」に関する取引を行わない旨を加えました。さらに同年12月には、「環境・社会リスクへの対応方針」を制定し、環境・社会に負の影響を与えるリスクについて、適切に把握・管理を行う体制を整えました。
- パリ協定を踏まえ、2030年度に向けて、グループの事業活動に伴う温室効果ガス排出量を60%削減し（2015年度対比）、主要拠点における電力消費量に占める再生可能エネルギー比率を100%にまで高める目標を設定しました。その実現に向けた第一歩として、日米欧主要拠点での再生可能エネルギー利用を拡充しました。
- 1999年以来、植林NGO等と連携したアジア太平洋地域9か国におけるマングローブ植林に継続的に取り組んでいます。東京海上グループは、自社の事業活動に伴う温室効果ガス排出量について、マングローブ植林によるCO₂固定効果等により、2020年度まで8年連続でカーボン・ニュートラルを達成しています。
- 2021年12月に、国連主導の「Net-Zero Insurance Alliance」に日本の保険会社として初めて加盟しました。温室効果ガス排出量ネットゼロ社会の実現に向けた保険業界における国際的なルール作りに積極的に関与し、各国の状況に応じた枠組みの策定に取り組んでいます。



カルチャーの浸透とD&Iの推進

東京海上グループは、海外のM&A等を通じて仲間を増やすことで、グローバルな保険グループとして成長してきました。こうしたなかにおいて、世界中のグループ会社が一体感を強め、世界中の社員がエンゲージメントを高めていくためには、グループカルチャーの浸透が何よりも大切です。こうした観点から、東京海上グループにおいては、グループCEOがカルチャーを総括するチーフオフィサーとなり、タウンミーティング等を通じて世界中の社員と東京海上グループのパーパスについて語り合うなどの直接対話を積極的に行っています。国内外のグループ会社を対象に実施している「カルチャー&バリューサーベイ」によって定点観測を行っていますが、グループカルチャーの浸透が着実に進んでいることがその結果にも表れています。



人材の多様性は成長の原動力です。東京海上グループは、パーパスに基づき、社員一人ひとりの発意をもった挑戦を後押しし、創造性や専門性をさらに発揮することをめざしており、D&I（ダイバーシティ&インクルージョン、多様性の認め合い）によって、新たなイノベーションを生み出す環境をつくっています。2021年4月には、この取組みをより一層加速していくため、D&Iを総括するチーフオフィサーを新設するとともに、ダイバーシティカウンスルを設置しました。

日本においては、ジェンダーギャップの解消が重要課題のひとつとなっています。東京海上日動は、2023年度までに女性の準管理職比率を50%以上にするという目標を前倒しで達成しましたが、さらに、2030年度までに管理職以上の役職員に占める女性の比率を30%以上にするという目標を新たに設定し、この課題解決に全力で取り組んでまいります。

ご参考：社員の行動規範として「東京海上グループ健康憲章」を掲げ、健康経営を総括するチーフオフィサーを中心に健康経営を推進してきた結果、2021年度も、「健康経営銘柄」（7年連続）に選定されました。

対処すべき課題

- 2022年度の世界経済は、米国を中心とした緩やかな成長の継続が見込まれますが、新型コロナウイルス再拡大の不確実性やウクライナ情勢による不透明感がみられるなかで、高インフレおよび金融引締めによる影響が懸念されます。わが国経済は、経済活動正常化に伴う個人消費の持ち直しによる回復が期待されますが、ウクライナ情勢等によるインフレ率上昇と消費者マインドの冷え込みが懸念されます。
- 東京海上グループは、長期ビジョン「世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」の実現に向け、積極果敢に挑戦してまいります。2022年度は、「東京海上グループ中期経営計画2023～成長への変革と挑戦～」の2年度目となりますが、この達成に向け、急激に変化するお客様のニーズに的確に対応する「新しいマーケット×新しいアプローチ」と、保険料率の適正化やデジタル活用を通じた業務効率化等による「保険本業の収益力強化」を取組みの両輪としつつ、次の成長ステージに向けた事業投資を加えた「2 + 1の成長戦略」を積極的に推進してまいります。
- サステナブルな社会の実現に向け、2021年度に構築したサステナビリティ推進体制のもと「環境基本方針」や「人権基本方針」のグループ全体への浸透を図るとともに、各事業セグメントにおける取組みを通じて、社会課題解決に向けたサステナビリティ戦略を強力に推進してまいります。
- 国内損害保険事業では、東京海上日動は、保険本業に留まらず、事故の未然防止といった「事前」の領域、あるいは早期復旧・再発防止といった「事後」の領域を含め、お客様の不安やリスクをトータルにサポートするソリューション・プロバイダーとしての機能を充実させてまいります。こうした取組みのひとつとして、2022年4月に、サイバーリスク保険等に付帯する「緊急時ホットラインサービス」について、サイバートラブルの初動対応に関するアドバイス、対応計画の策定から保険金請求のサポートに至るまで、専門組織がワンストップで支援する体制に刷新しました。今後とも様々なソリューションを開発・提供してまいります。



■国内生命保険事業では、あんしん生命は、シニア、ヘルスケア、資産形成等の領域にフォーカスし、各領域において独自性のある商品を最適な販売チャネルを通じてお客様にお届けすることで、人生100年時代の社会課題の解決に貢献してまいります。

■海外保険事業では、高度な保険引受能力や専門性を活かした保険料収入の拡大、将来の支払保険金の増加も見据えた適正な料率引上げ等を通じて、保険引受利益を持続的かつ安定的に拡大してまいります。

加えて、近年東京海上グループに参画した北米のピュア社や、ブラジルの大手国有銀行グループとの合併会社を着実に成長させるとともに、競争力ある商品のグローバル展開や資産運用の高度化等、海外保険事業全体におけるシナジーの拡大にも取り組んでまいります。

また、戦略的M&Aの実行に向けた市場動向調査にも継続的に取り組み、優良な投資機会を着実に捉えてまいります。

■資産運用では、国内外のグループ会社と連携しながら、資産と負債の総合管理（ALM）を軸としたグローバルな運用態勢の強化に引き続き努めてまいります。今後の世界経済や金融市場の変化を注視しつつ、資産ポートフォリオの多様化とリスク分散を進めることによって、長期安定的な運用収益の確保と健全な財務基盤の維持に取り組んでまいります。

■株主還元につきましては、配当を基本とする方針としています。事業を通じた利益成長と配当の拡大は整合的であるべきとの考え方にに基づき、現中期経営計画期間においては、力強い利益成長と配当性向の引上げを通じ、継続的な増配を実現できるよう努めてまいります。

■東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念を掲げ、健全性と透明性の高いガバナンス体制を基盤に、収益性と成長性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくため、グループを挙げて業務に邁進してまいります。お客様や社会から広く信頼される「良い会社（Good Company）」を築いてまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- (注) 1. 本事業報告における金額および株数等は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しています（以下の諸表でも同様です）。
2. 各事業セグメントの経常収益および経常利益として記載している数値は、子会社からの配当金収入を除くなど、各事業セグメントの実態を表すために必要な調整を行っています。また、連結損益計算書における経常収益および経常利益は、各事業セグメントの数値の合計値に勘定科目間の調整等を加え算出しています。
3. 収入保険料とは、正味収入保険料および生命保険料の合計をいいます。
4. 北米の主要3社の業績は、現地決算ベースで表示しています。

ご参考：TCFD提言に基づく情報開示

■当社は、国内外の官民関係者と論議を行い、投資判断に資する情報開示を促す政策提言を行うなど、TCFDの創設メンバーとしてTCFDの取組みを支援しています。また、TCFD提言で推奨されている「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という4つの柱に沿って気候関連財務情報を当社のサステナビリティレポート (https://www.tokiomarinehd.com/sustainability/pdf/sustainability_web_2021_2.pdf) において開示しています。



(1) ガバナンス

サステナビリティ委員会を四半期に1回開催し、気候変動対策を含むサステナビリティ課題への対応方針等に関する審議や進捗のモニタリングを行っています。取締役会は、その報告を受け、論議を行い、執行を監督しています。また、気候変動対策を含め、直面する経営課題等をテーマにした「戦略論議」を実施するなど、サステナビリティ戦略の推進に社外取締役や社外監査役の知見を活かしています。

(2) 戦略

東京海上グループは、気候関連リスクの顕在化に伴う環境変化をあらかじめ想定し、リスクを洗い出すことで、事業への影響を特定・評価しています。気候関連リスクには、気候変動に伴う自然災害の頻度の高まりや規模の拡大等によって生じる物理的リスクや、低炭素社会への移行が有価証券の価値に影響を及ぼすこと等によって生じる移行リスクがあります。

また、気候変動の緩和・適応への対応から生まれるビジネス機会について、以下のとおり認識しています。

- ・再生可能エネルギー事業に関する保険ニーズの飛躍的増大
- ・自然災害リスクに対する社会の意識の高まりと火災保険の収益改善
- ・災害レジリエンス向上に向けた防災・減災ニーズの増加

(3) リスク管理

東京海上グループは、リスクベース経営（ERM）に基づいたグループ全体のリスク管理を行うとともに、その高度化に取り組んでいます。その枠組みのなかで気候関連リスクについても、気候変動により激甚化する可能性のある自然災害が保険引受に及ぼす影響等を考慮しながら適切に管理しています。

(4) 指標と目標

2021年度、東京海上グループは、パリ協定を踏まえた新たな指標と目標を以下のとおり設定しました。

- ・2050年度までに、東京海上グループおよび投融資先が排出する温室効果ガスの実質ゼロをめざす。
- ・2030年度までに、東京海上グループの事業活動に伴う温室効果ガス排出量を2015年度対比60%にまで削減し、主要拠点における電力消費量に占める再生可能エネルギー比率を100%にまで高める。

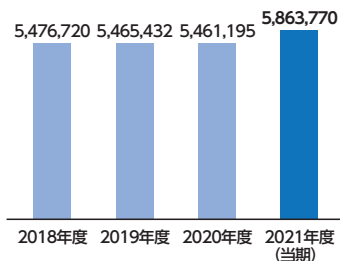
(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

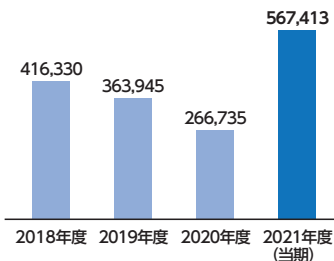
区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経 常 収 益	5,476,720	5,465,432	5,461,195	5,863,770
経 常 利 益	416,330	363,945	266,735	567,413
親会社株主に帰属する当期純利益	274,579	259,763	161,801	420,484
包 括 利 益	42,871	2,737	465,071	590,780
純 資 産 額	3,603,741	3,426,675	3,722,780	4,072,625
総 資 産	22,531,402	25,253,966	25,765,368	27,245,852

(単位：百万円)

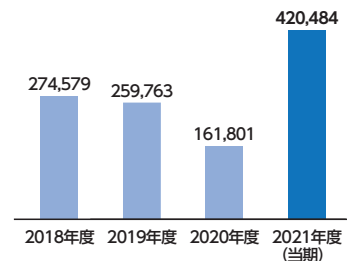
■ 経常収益



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営 業 収 益	299,837	207,867	189,917	307,028
受 取 配 当 金	280,386	183,163	168,245	282,262
保険業を営む子会社等	277,624	180,386	164,658	276,622
その他の子会社等	2,762	2,776	3,587	5,639
当 期 純 利 益	278,374	185,892	169,204	282,568
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	388円30銭	264円59銭	242円75銭	412円25銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総 資 産	2,409,066	2,389,910	2,373,229	2,412,950
保険業を営む子会社等株式等	2,313,910	2,316,646	2,303,410	2,292,311
その他の子会社等株式等	21,963	19,317	19,246	20,869

(3) 企業集団の主要な事務所の状況 (2022年3月31日現在)

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載しています。

(4) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前期末	当期末	当期増減 (△)
国内損害保険事業	20,540名	20,447名	△93名
国内生命保険事業	2,244名	2,258名	14名
海外保険事業	17,811名	17,936名	125名
金融・その他事業	2,662名	2,407名	△255名
合計	43,257名	43,048名	△209名

(5) 企業集団の主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載しています。

(6) 企業集団の資金調達の状況

該当ありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

事業セグメント	金額
国内損害保険事業	66,725百万円
国内生命保険事業	8,932百万円
海外保険事業	28,125百万円
金融・その他事業	734百万円
合計	104,518百万円

(注) 1. 金額には、2021年度中の設備投資の総額を記載しています。

2. 金額として記載の円貨額には、外貨建設備投資の2021年12月末の為替相場による換算額が一部含まれていません。

ロ 重要な設備の新設等

該当ありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況 (2022年3月31日現在)

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業	1944年 3月20日	百万円 101,994	100.0 %	—
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業	1908年 6月10日	百万円 20,389	100.0 %	—
イーデザイン損害保険株式会社	東京都新宿区	損害保険業	2009年 1月26日	百万円 29,303	95.2 %	—
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	東京都千代田区	生命保険業	1996年 8月6日	百万円 55,000	100.0 %	—
東京海上ミレア少額短期保険株式会社	横浜市西区	少額短期保険業	2003年 9月1日	百万円 895	100.0 %	—
東京海上アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資顧問業 投資信託業	1985年 12月9日	百万円 2,000	100.0 %	—
トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	2011年 6月29日	百万円 0	100.0 (100.0) %	—
フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	持株会社	1981年 7月6日	百万円 0	100.0 (100.0) %	—
デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	1987年 5月27日	百万円 0	100.0 (100.0) %	—
エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	1991年 3月27日	百万円 0	100.0 (100.0) %	—
プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	2006年 1月5日	百万円 0	100.0 (100.0) %	—

(次頁に続く)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド	英国・ロンドン	持株会社	1994年 7月11日	百万円 162	100.0 (100.0)%	—
トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール・シンガポール	持株会社	1992年 3月12日	百万円 157,395	100.0 (100.0)%	—
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・リミテッド	シンガポール・シンガポール	生命保険業	1948年 5月21日	百万円 3,257	85.7 (85.7)%	—
イフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド・ニューデリー	損害保険業	2000年 9月8日	百万円 4,516	49.0 (49.0)%	—
トウキョウ・マリン・セグラドロー・エス・エー	ブラジル・サンパウロ	損害保険業	1937年 6月23日	百万円 61,280	98.5 (98.5)%	—

(注) 1. 本表には、子会社等のうち重要なものを記載しています。

2. 外貨建で資本金を有する会社の資本金については、当社決算日の為替相場による円貨への換算額を記載しています。

3. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内には、間接所有に係る議決権比率を内数で記載しています。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当ありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
永野 毅	取締役会長	セイコーホールディングス株式会社取締役 (社外取締役)	—
小宮 暁	取締役社長 (代表取締役) 担当：グループCEO、グループカルチャー総括	東京海上日動火災保険株式会社取締役会長	—
湯浅 隆行	取締役副社長 (代表取締役) 担当：グループ資本政策総括、経営企画部	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長	(注) 3.
原島 朗	専務取締役 (代表取締役) 担当：海外事業総括、Co-Head of International Business、海外事業企画部 (北米 (エイチシーシー社、ピュア社を除く))	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役	(注) 4.
岡田 健司	常務取締役 担当：グループ法務コンプライアンス総括、グループリスク管理総括、法務コンプライアンス部、リスク管理部、内部監査部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	(注) 5.
遠藤 良成	常務取締役 担当：グループ資産運用総括、財務企画部、経理部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	(注) 6.
森脇 陽一	常務取締役 担当：グループ事業戦略・シナジー総括、グループサステナビリティ総括	—	(注) 7.
広瀬 伸一	取締役	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長	—
三村 明夫	取締役 (社外取締役)	日本製鉄株式会社社友名誉会長 日本郵政株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社日本政策投資銀行取締役 (社外取締役) 株式会社日清製粉グループ本社取締役 (社外取締役) 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭	—
江川 雅子	取締役 (社外取締役)	一橋大学大学院経営管理研究科特任教授 三井物産株式会社取締役 (社外取締役)	(注) 8.

(次頁に続く)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
御立 尚資	取締役 (社外取締役)	京都大学経営管理大学院特別教授 楽天グループ株式会社取締役 (社外取締役) DMG森精機株式会社取締役 (社外取締役)	—
遠藤 信博	取締役 (社外取締役)	日本電気株式会社取締役会長 大日本住友製薬株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社日本取引所グループ取締役 (社外取締役) 公益社団法人経済同友会副代表幹事	(注) 9.
片野坂真哉	取締役 (社外取締役)	ANAホールディングス株式会社代表取締役社長 全日本空輸株式会社取締役会長 一般社団法人日本経済団体連合会副会長	(注) 10.
大藪 恵美	取締役 (社外取締役)	一橋大学大学院経営管理研究科教授	—
森 正三	常勤監査役	—	—
藤田 裕一	常勤監査役	—	(注) 11.
堀井 昭成	監査役 (社外監査役)	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事・特別顧問	(注) 12.
和仁 亮裕	監査役 (社外監査役)	弁護士	(注) 13.
大槻 奈那	監査役 (社外監査役)	マネックス証券株式会社専門役員チーフ・アナリスト 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授 株式会社クレディセゾン取締役 (社外取締役) 持田製薬株式会社取締役 (社外取締役)	(注) 14.

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しています (以下、本事業報告において同様です)。
2. 三村明夫、江川雅子、御立尚資、遠藤信博、片野坂真哉、大藪恵美、堀井昭成、和仁亮裕および大槻奈那の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員です。
3. 湯浅隆行氏は、2022年3月31日付で東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長を退任しています。
4. 原島 朗氏は、2022年4月1日付で当社および東京海上日動火災保険株式会社の取締役副社長に就任しています。
5. 岡田健司氏は、2022年4月1日付で当社および東京海上日動火災保険株式会社の専務取締役に就任しています。
6. 遠藤良成氏は、2022年3月31日付で東京海上日動火災保険株式会社の取締役を退任し、同年4月1日付で常務執行役員となっています。
7. 森脇陽一氏は、2022年4月1日付で当社専務取締役に就任しています。
8. 江川雅子氏は、2022年4月1日付で学校法人成蹊学園学園長に就任しています。また、同年3月31日付で一橋大学大学院経営管理研究科特任教授を退任しています。
9. 遠藤信博氏が社外取締役を務める大日本住友製薬株式会社は、2022年4月1日付で住友ファーマ株式会社に商号を変更しています。
10. 片野坂真哉氏は、2022年4月1日付でANAホールディングス株式会社代表取締役会長に就任しています。また、同年3月31日付で全日本空輸株式会社取締役会長を退任しています。
11. 藤田裕一氏は、当社の財務企画部および経理部の担当役員等の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
12. 堀井昭成氏は、日本銀行の役職員としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
13. 和仁亮裕氏は、金融機関の企業法務に携わる弁護士としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
14. 大槻奈那氏は、金融機関のアナリストとしての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 会社役員に対する報酬等

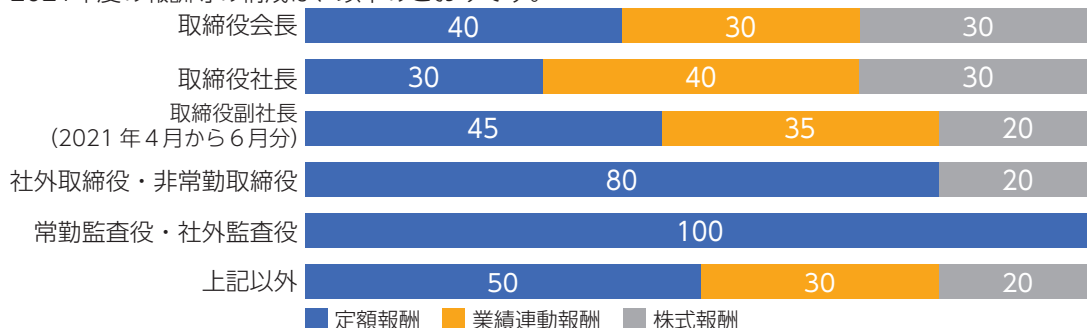
イ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人数
		定額報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役	652百万円	330百万円	152百万円	169百万円	15名
取締役（社外取締役を除く）	553百万円	251百万円	152百万円	149百万円	9名
社外取締役	98百万円	78百万円	—	20百万円	6名
監査役	123百万円	123百万円	—	—	5名
監査役（社外監査役を除く）	72百万円	72百万円	—	—	2名
社外監査役	51百万円	51百万円	—	—	3名
計	775百万円	453百万円	152百万円	169百万円	20名

- (注) 1. 支給人数には、2021年6月28日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した、社外取締役ではない取締役1名が含まれています。
2. 報酬等の総額および報酬等の種類別の総額には、上記1. の取締役1名に対する報酬等が含まれています。
3. 株式報酬には、上記1. の取締役1名に対して2021年度分の報酬等として付与した新株予約権に係る費用計上額およびその他の取締役に対して2021年度分の報酬等として付与した株式交付信託のポイントに係る費用計上額を記載しています。
4. 2021年6月までの株式報酬制度であった株式報酬型ストックオプションから株式交付信託への移行措置として、同年9月13日付で、同年6月28日開催の第19回定時株主総会終結時に在任していた取締役に割り当てていた株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（当社の執行役員の職務執行の対価として付与したものを含む）を消滅させるとともに、消滅させた個数に相当する株式交付信託のポイントを付与しました。
5. 上記4. のポイントのうち2021年4月から同年6月までの報酬等として付与した5,700ポイント（うち社外取締役分は500ポイント）に係る費用計上額34百万円（うち社外取締役分は3百万円）は、上表の報酬等の総額および種類別の総額に含まれています。この他、同年3月までの報酬等として付与していた新株予約権からの移行分として、116,900ポイント（うち社外取締役分は12,600ポイント）を取締役13名（うち社外取締役は5名）に付与しており、これに係る費用計上額は、707百万円（うち社外取締役分は76百万円）です。

ロ 報酬等の構成

2021年度の報酬等の構成は、以下のとおりです。



ハ 業績連動報酬

業績連動報酬は、企業価値向上に対するインセンティブ強化を目的として導入しており、「個人目標」と「会社目標」の達成度に連動します。前年度の実績に対する評価を決定し、その評価を反映した対価を金銭で支給しています（評価に応じて0～200%の範囲で変動します）。

●個人目標

個人目標は、各取締役の担当を踏まえ期初に設定します。

●会社目標

会社目標は、原則として、以下の業績評価指標を用いて設定します。当該指標は、当社が経営指標として重視しているものです。

評価期間	項目	構成割合	目標	実績	左記に基づく業績連動報酬の支給期間
2019年4月～ 2020年3月	修正純利益	60%	4,000億円	2,867億円	2020年7月～ 2021年6月
	修正ROE	30%	10.4%	8.2%	
	期待ROR改善度	10%	100%	106.4%	
2020年4月～ 2021年3月	修正純利益	60%	3,100億円	2,991億円	2021年7月～ 2022年6月
	修正ROE	30%	9.4%	8.6%	
	期待ROR改善度	10%	100%	91.3%	

- (注) 1. 修正純利益および修正ROEは、市場から見た透明性の向上等を目的として、財務会計上の指標に一定の修正を加えて算出するグループ全体の業績に係る経営指標です。
2. 期待ROR (Return on Risk : 保有するリスクに対する収益性) 改善度とは、RORの計画値の改善割合を示す指標です。当年度のRORの計画値を前年度のRORの計画値で除して得た数値を100%と置き換えて指数化しています。RORの計画値は、事業環境等に合わせて年度ごとに設定しています。
3. 海外事業を担当する取締役については、海外事業の実績を反映すべく業績評価指標の一部を変更しています。
4. 評価期間2020年4月～2021年3月における修正純利益および修正ROEの実績は、目標設定時における新型コロナウイルスの影響額の予測値と実績としての新型コロナウイルスの影響額の差等を勘案して、下方修正しています。

二 株式報酬

株価の変動によるリターンを株主の皆様と共有し、アカウンタビリティを果たすことを目的として株式交付信託を導入しています。2021年度中に、報酬制度の安定的で効率的な運営を目的として、株式報酬型ストックオプションから株式交付信託へ移行しました。両制度の主な内容は以下に記載のとおりです。

●株式交付信託

対象期間等	2021年7月からの3年間（以下「当初対象期間」）および当初対象期間の経過後に開始する3年ごとの期間（以下、当初対象期間とあわせて「対象期間」）とし、対象期間ごとに、一定の要件を満たした取締役を受益者とする信託期間3年の信託（以下「本信託」）を設定、または、本信託を継続するために信託契約の変更および追加信託を行う。
当社株式の取得方法	株式市場または当社（自己株式処分）から取得
当社株式等の数の算定方法	役位等に応じてあらかじめ定める（付与するポイントは、業績等によって変動しない）。
当社株式等の交付等の時期	退任後
本信託内の当社株式に関する議決権	行使しない。
本信託内の当社株式の配当金の取扱い	本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託の信託報酬等に充てる。
その他の内容	取締役会において定める。

●株式報酬型ストックオプション

新株予約権の割当ての方法	新株予約権の割当てに際しては、新株予約権の払込金額と同額の報酬請求権を取締役に付与し、払込金額の払込請求権と報酬請求権を相殺する。
新株予約権の目的である株式の種類および数	各事業年度に関する定時株主総会の日から1年以内の日を取締役に対して割り当てる新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限を普通株式50,000株（うち社外取締役分は5,000株）とする。各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。ただし、単元株式数に変更された場合は、各新株予約権の目的である株式の数を変更後の単元株式数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使の条件	原則として当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

ホ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

区分	報酬等の内容		決議した株主総会日	員数	
取締役	月額総額		75百万円以内 (10百万円以内)	2021年6月28日	14名 (6名)
	株式交付信託	信託に拠出する 金員の上限	630百万円／3年 (84百万円／3年)		
		総数の上限	50,000ポイント／1年 (6,500ポイント／1年)		
	株式報酬型 ストックオプション	年額総額	210百万円以内／1年 (21百万円以内／1年)	2019年6月24日	12名 (4名)
総数の上限		500個／1年 (50個／1年)	2015年6月29日	10名 (3名)	
監査役	月額総額		12百万円以内	2011年6月27日	5名

- (注) 1. 員数は、報酬等の内容について決議した当該株主総会終結時点のものです。
2. () 内には、社外取締役に係る報酬等の内容および員数を記載しています。
3. 株式交付信託において、1ポイント当たりの当社株式数は1株です。信託に拠出する金員の上限は、対象期間ごとに適用されます。総数の上限は、1事業年度ごとに適用されます。
4. 株式報酬型ストックオプションにおいて、新株予約権1個当たりの当社株式数は100株です。年額総額および総数の上限は、各定時株主総会の日から1年の期間ごとに適用されます。なお、2021年度中に株式報酬制度を株式報酬型ストックオプションから株式交付信託へ移行しており、その後は株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな割当ては行っていません。
5. 上表とは別に、2021年6月28日開催の第19回定時株主総会において、取締役14名（うち社外取締役は6名）に対して、株式報酬型ストックオプションから株式交付信託への移行措置として、900百万円（うち社外取締役分は100百万円）を上限とする金員を拠出し、130,000ポイント（うち社外取締役分は14,000ポイント）を上限としてポイントを付与する旨が決議されています。

へ 取締役および監査役の個人別の報酬等の決定方法

取締役会は、取締役会の諮問機関である報酬委員会（委員長および委員の過半数は社外取締役）からの答申を踏まえ、報酬体系、報酬水準、個人業績評価（分布）および会社業績評価を決議しました。

2021年6月までの各取締役の報酬等について、取締役会は、透明性、公正性、客観性の確保された枠組みのなかでの機動的な運用を可能とするため、株主総会で認められた枠内かつ上記取締役会決議の内容を踏まえることを条件として、取締役の個人別の報酬等を具体的に決定することを、取締役社長（小宮暁）に一任しました。2021年7月以降の各取締役の報酬等については、上記取締役会決議の内容を踏まえ、株主総会で認められた枠内において、取締役会決議により決定しました（取締役その他の第三者への一任は行っていません）。

監査役の個人別の報酬等については、株主総会で認められた枠内において、会社法第387条第2項の規定に基づく監査役による協議により決定しました。

ト 役員報酬の決定に関する方針

取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会が、報酬委員会の答申の内容を踏まえ、以下に記載のとおり決定しています。2021年度に係る取締役および監査役の個人別の報酬等の内容については、前記「へ 取締役および監査役の個人別の報酬等の決定方法」に記載の手続きを経て決定されていることから、2021年度の取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿ったものであると判断しています。

(役員報酬の決定に関する方針)

- 1 役員報酬の決定にあたっては、「透明性」、「公正性」、「客観性」を確保します。
- 2 役員報酬体系は、以下の構成とします。

対象者	定額報酬	業績連動報酬	株式報酬
常勤取締役	○	○	○
社外取締役 非常勤取締役	○	—	○
監査役	○	—	—

※取締役の報酬の基準額における各報酬の構成については、原則として役位の高さに応じて業績連動報酬および株式報酬の割合を高めます。

- 3 各報酬導入の目的は以下のとおりとします。

報酬の種類	目的
業績連動報酬	企業価値向上に対するインセンティブを強化するため、会社目標および個人目標を設定し、その達成度に対する評価に連動した業績連動報酬を導入します。
株式報酬	株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たすため、当社株価に連動する株式報酬を導入します。

- 4 取締役の報酬の水準は、当社業績や他社水準等を勘案し、役位別に基準額を設定のうえ、職責の重さを加味し、取締役会が決定します。
- 5 取締役の報酬等のうち、定額報酬および業績連動報酬については月例で支給します。株式報酬については退任時に交付します。
- 6 取締役の個人別の報酬等の内容およびその他役員報酬に関する重要な事項は、取締役会が決定します。なお、報酬委員会諮問事項については、同委員会の答申を踏まえ、決定します。

(3) 責任限定契約・補償契約

イ 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
三村 明夫 (社外取締役)	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、左記の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。</p>
江川 雅子 (社外取締役)	
御立 尚資 (社外取締役)	
遠藤 信博 (社外取締役)	
片野坂真哉 (社外取締役)	
大藪 恵美 (社外取締役)	
堀井 昭成 (社外監査役)	
和仁 亮裕 (社外監査役)	
大槻 奈那 (社外監査役)	

ロ 補償契約

該当ありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社および当社の一部国内子会社の取締役、監査役および執行役員	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等をてん補するものです。当該契約には免責金額を設定しており、被保険者に一定の自己負担を求める内容となっています。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況（2022年3月31日現在）

社外役員の兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりです。

各社外役員の兼職先のうち、三村明夫氏が社外取締役を務める日本郵政株式会社は、傘下に生命保険業を営む子会社を有しています。また、御立尚資氏が社外取締役を務める楽天グループ株式会社は、傘下に損害保険業を営む子会社および生命保険業を営む子会社を有しています。

当社も傘下に損害保険業を営む子会社および生命保険業を営む子会社を有していることから、当社と両社の事業領域には重複があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
三村 明夫 (社外取締役)	11年 9か月	2021年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員長として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
江川 雅子 (社外取締役)	6年 9か月	2021年度に開催した10回の取締役会のうち9回に出席しました。	長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

(次頁に続く)

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
御立 尚資 (社外取締役)	4年 9か月	2021年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。	長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
遠藤 信博 (社外取締役)	2年 9か月	2021年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
片野坂真哉 (社外取締役)	1年 9か月	2021年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
大藪 恵美 (社外取締役)	9か月	同氏の取締役就任後、2021年度に開催した8回の取締役会の全てに出席しました。	長年の企業戦略研究等を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
堀井 昭成 (社外監査役)	10年 9か月	2021年度に開催した10回の取締役会および10回の監査役会の全てに出席しました。	長年の日本銀行の役職員としての経験を通じて培われた見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。
和仁 亮裕 (社外監査役)	7年 9か月	2021年度に開催した10回の取締役会および10回の監査役会の全てに出席しました。	長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。
大槻 奈那 (社外監査役)	3年 9か月	2021年度に開催した10回の取締役会および10回の監査役会の全てに出席しました。	長年の金融機関におけるアナリストとしての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。

- (注) 1. 在任期間には、2021年度末現在の在任期間を記載しています。
2. 取締役会等への出席状況および取締役会等における発言その他の活動状況には、社外監査役の監査役会への出席状況および監査役会における発言その他の活動状況についても記載しています。
3. 2021年度に開催した10回の取締役会は全て定時取締役会です。また、2021年度に開催した10回の監査役会は全て定時監査役会です。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社（当社）からの報酬等	保険持株会社（当社）の親会社等からの報酬等
報酬等合計	9名	149百万円	—

(4) 社外役員の意見

上記（1）から（3）までの内容に対して、社外役員の意見はありません。

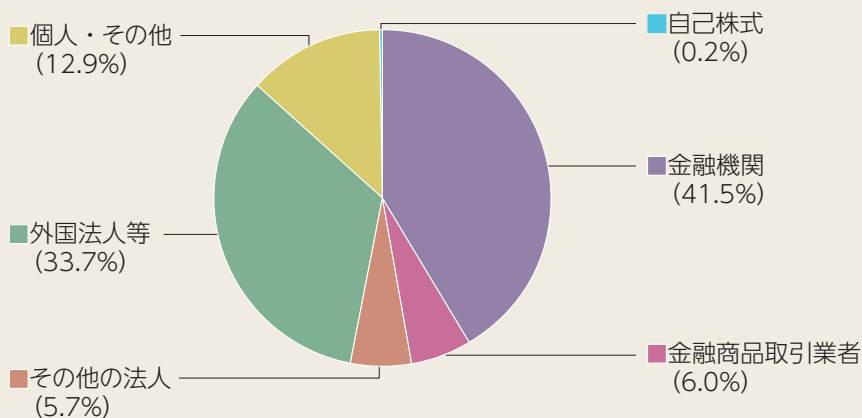
4. 株式に関する事項

(1) 株式数（2022年3月31日現在）

発行可能株式総数 3,300,000千株
 発行済株式の総数 680,000千株
 （自己株式1,398千株を含みます）

(2) 当年度末株主数 108,737名

ご参考：所有者別株式分布状況



(3) 大株主 (2022年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	125,947 千株	18.6 %
株式会社日本カストディ銀行信託口	49,971	7.4
明治安田生命保険相互会社	14,201	2.1
バークレイズ証券株式会社	12,581	1.9
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	10,915	1.6
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	10,829	1.6
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234	10,753	1.6
東海日動従業員持株会	10,256	1.5
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	8,858	1.3
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	8,638	1.3

- (注) 1. モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシーは、ADR発行のため預託された株式の名義人です。
2. 持株比率は、自己株式1,398千株を控除して計算しています。

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した保険持株会社 (当社) の株式

該当ありません。

5. 新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載しています。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員： 奈良 昌彦 鈴木 隆樹 草地 克紀	143百万円	会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容：国際財務報告基準（IFRS）に関連した会計アドバイザー・サービス

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況および報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に関する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の一部に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、本表の当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しています。
3. 会計監査人に当社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、962百万円です。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めています。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任する。また、監査役会は、会計監査人の専門的知見、監査能力、監査品質、当社からの独立性その他の適格性を監査役会の定める評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定する。

ロ 保険持株会社の会計監査人以外の監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

海外の子法人等は、PwCあらた有限責任監査法人の提携先であるプライスウォーターハウスクーパース等の海外の監査法人等による計算関係書類の監査を受けています。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます）の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めています。「内部統制基本方針」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokiomarinehd.com/>）に掲載しています。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

イ 内部統制システム全般

当社は、「内部統制基本方針」を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、監査役監査の実効性確保等を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めています。また、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会委員会である内部統制委員会での審議結果に基づき、取締役会がその内容を確認しています。2021年度は、社外有識者を交えて審議を行い、グループ全体として、内部統制上の重大な不備が生じていないことを確認しました。

ロ グループ会社の経営管理に関する取組み

当社は、グループ会社における業務の適正を確保し、職務の執行が法令および定款に適合することを確保すること等を目的として、グループ会社が遵守すべき各種基本方針等を定めています。また、毎年、新設や改定の要否を検討することとしており、2021年度も一部の基本方針について見直しを行いました。

当社は、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」において、主なグループ会社の業務に係る重要事項のうち当社が事前に承認するものおよび当社への報告を求めるものを明確化しており、同方針に基づき、主なグループ会社の事業計画等について事前に承認を行っています。

ハ コンプライアンスに関する取組み

当社グループは、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等の周知徹底を図るために、毎年、役職員を対象とする研修を行っています。

当社グループは、役職員がコンプライアンス上の問題についての内部通報を行うために社内外のホットラインを設け、研修等を通じてその利用や公益通報者保護等につき周知を図るとともに、通報案件に対応しています。当社のホットラインは、国内外のグループ会社からの内部通報に多言語で対応を行える窓口となっています。

当社グループは、グループ全体で継続的にコンプライアンス態勢の高度化を図るため、グループ全体の法務およびコンプライアンスを総括するチーフオフィサーのもと、贈収賄の防止、個人情報保護等のグローバルに対応が求められる分野に係る態勢整備に特に注力して取り組んでいます。

ニ リスク管理に関する取組み

当社は、グループの財務の健全性や業務継続性に極めて大きな影響を及ぼす重要なリスクを特定し、当該リスクへの対応策を策定のうえ、その実施状況について内部統制委員会での審議を経て、取締役会において確認しています。

近年、自然災害が甚大化および頻発化する一方で、新型コロナウイルスやサイバーテロ等、企業を取り巻くリスクは多様化しています。2021年度は、国内グループ会社とともに大規模な模擬訓練を実施するなど、首都直下地震や富士山噴火への対応態勢の強化に取り組みました。サイバーリスクへの対応の観点では、グループ横断的にセキュリティ管理を行う態勢を整備するなど、グローバルな態勢強化に取り組みました。

当社は、格付けの維持および倒産の防止を目的として、保有しているリスク対比で実質純資産が十分な水準にあることを多角的に検証し、財務の健全性が確保されていることを、取締役会において確認しています。

ホ 内部監査に関する取組み

当社は、経営目標の効果的な達成を図るために、各部門の業務に対する内部監査を行い、問題点の改善方法の提言等を行っています。また、グループ会社に対してリスクの種類や程度に応じた効率的かつ実効性のある内部監査の実施を求めるとともに、内部監査結果等の報告を受けるなど、グループ会社の内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況等をモニタリングしています。特に、中小規模のグループ会社に対しては、主要グループ会社と連携するなどして内部監査機能強化と内部監査品質向上のための支援を実施しています。

ヘ 監査役監査の実効性確保に関する取組み

当社においては、監査役が取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の閲覧等を行うことで、取締役の職務の執行状況を確認できるようにするなど、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために十分な情報を提供しています。

当社の内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画や内部監査結果についての情報提供を行うなど、監査役との連携を図っています。

当社は、内部通報のためのホットラインの運用状況について、年に4回、監査役に報告しています。

9. 特定完全子会社に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載しています。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

2021年度（2022年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	848,819	保険契約準備金	19,246,028
買現先勘定	3,999	支払備金	3,609,687
買入金銭債権	1,630,523	責任準備金等	15,636,341
有価証券	19,288,018	社 他 債	219,795
貸付金	2,008,708	そ の 他 負 債	2,945,481
有形固定資産	344,703	債券貸借取引受入担保金	1,157,261
土地	133,930	そ の 他 の 負 債	1,788,219
建物	155,392	退職給付に係る負債	259,198
建設仮勘定	5,650	賞与引当金	85,893
その他の有形固定資産	49,729	株式給付引当金	3,410
無形固定資産	1,082,579	特別法上の準備金	138,331
ソフトウェア	157,580	価格変動準備金	138,331
のれん	453,433	繰延税金負債	264,754
その他の無形固定資産	471,565	負 の の れ ん	8,453
そ の 他 資 産	1,996,932	支 払 承 諾	1,878
退職給付に係る資産	4,523	負 債 の 部 合 計	23,173,226
繰延税金資産	46,252	(純資産の部)	
支払承諾見返	1,878	資 本 金	150,000
貸倒引当金	△11,089	利 益 剰 余 金	1,954,445
資産の部合計	27,245,852	自 己 株 式	△13,179
		株 主 資 本 合 計	2,091,265
		その他の有価証券評価差額金	1,835,605
		繰延ヘッジ損益	△1,551
		為替換算調整勘定	110,335
		退職給付に係る調整累計額	△15,011
		その他の包括利益累計額合計	1,929,376
		新株予約権	33
		非支配株主持分	51,949
		純資産の部合計	4,072,625
		負債及び純資産の部合計	27,245,852

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,863,770
保険引受収益	4,988,607
正味収入保険料	3,887,821
収入積立保険料	63,091
積立保険料等運用益	34,238
生命保険料	996,288
その他保険引受収益	7,167
資産運用収益	738,186
利息及び配当金収入	560,082
金銭の信託運用益	44
売買目的有価証券運用益	22,553
有価証券売却益	131,947
有価証券償還益	3,962
特別勘定資産運用益	13,533
その他運用収益	40,301
積立保険料等運用益振替	△34,238
その他経常収益	136,976
負ののれん償却額	10,229
その他の経常収益	126,747
経常費用	5,296,357
保険引受費用	4,184,455
正味支払保険金	1,955,306
損害調査費用	160,775
諸手数料及び集金	748,881
満期返戻金	180,516
契約者配当金等	3
生命保険金	436,693
支払備金繰入額	219,809
責任準備金等繰入額	477,046
その他保険引受費用	5,421
資産運用費用	88,364
有価証券売却損	23,326
有価証券評価損	13,176
有価証券償還損	2,069
金融派生商品費用	38,946
その他運用費用	10,845
営業費及び一般管理費	1,002,477
その他経常費用	21,060
支払利息	8,398
貸倒引当金繰入額	71
貸倒損	339
持分法による投資損失	3,034
その他の経常費用	9,215
経常利益	567,413

(右上に続く)

科 目	金 額
特別利益	3,470
固定資産処分益	3,470
特別損失	16,611
固定資産処分損失	3,374
減損損失	764
特別法上の準備金繰入額	10,324
価格変動準備金	10,324
その他特別損失	2,148
税金等調整前当期純利益	554,272
法人税及び住民税等	180,191
法人税等調整額	△36,333
法人税等合計	143,858
当期純利益	410,414
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△10,070
親会社株主に帰属する当期純利益	420,484

2021年度（2022年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	97,096	流動負債	5,877
現金及び預金	35,425	未払金	2,345
前払費用	95	未払費用	1,592
未収入金	61,327	未払法人税等	348
その他	248	未払事業所得税	18
固定資産	2,315,853	未払消費税等	399
有形固定資産	94	預り金	46
建物	18	賞与引当金	957
車両運搬具	41	その他の負債	168
工具、器具及び備品	34	固定負債	3,726
無形固定資産	1,296	退職給付引当金	316
ソフトウェア	1,295	株式給付引当金	3,410
電話加入権	0	負債合計	9,604
投資その他の資産	2,314,462	(純資産の部)	
関係会社株式	2,313,180	株主資本	2,403,312
繰延税金資産	1,248	資本金	150,000
その他	33	資本剰余金	1,511,485
資産合計	2,412,950	資本準備金	1,511,485
		利益剰余金	755,006
		その他利益剰余金	755,006
		別途積立金	332,275
		繰越利益剰余金	422,730
		自己株式	△13,179
		新株予約権	33
		純資産合計	2,403,346
		負債純資産合計	2,412,950

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収 益		
	関係会社受取配当金	282,262	
	関係会社受入手数料	23,365	
	関係会社システム使用料収入	1,400	307,028
営	業 費 用		
	販売費及び一般管理費	23,949	23,949
	営 業 利 益		283,079
営	業 外 収 益		
	受取利息	0	
	未払配当金除斥益	82	
	受取事務手数料	21	
	その他の	94	198
営	業 外 費 用		
	自己株式取得費用	25	
	株式報酬制度移行費用	258	
	雑 支 出	37	321
	経 常 利 益		282,956
特	別 損 失		
	固定資産除却損	1	1
	税引前当期純利益		282,955
	法人税、住民税及び事業税	173	
	法人税等調整額	212	386
	当 期 純 利 益		282,568

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈良 昌彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 隆樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草地 克紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈良 昌彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 隆樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草地 克紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し監視および検証いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等およびPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

東京海上ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	森	正三	㊟
常勤監査役	藤田	裕一	㊟
監査役	堀井	昭成	㊟
監査役	和仁	亮裕	㊟
監査役	大槻	奈那	㊟

(注) 監査役 堀井昭成、和仁亮裕、大槻奈那は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以上

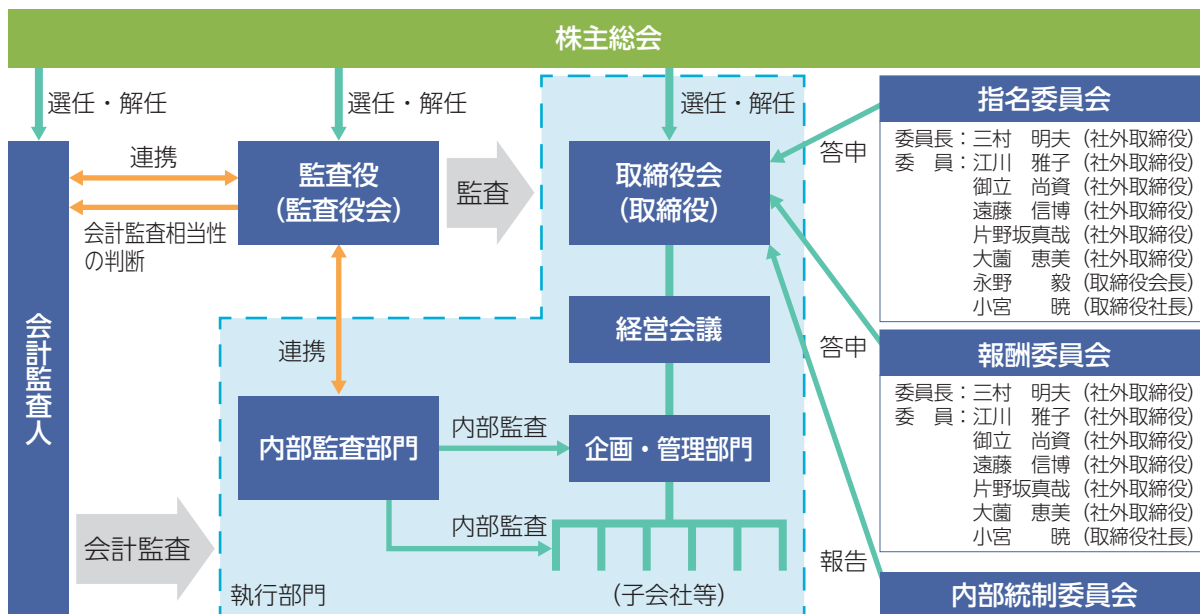
ご参考情報：当社のコーポレートガバナンスの体制等

(1) コーポレートガバナンス体制

当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員等のステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めてまいります。そのために、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、「内部統制基本方針」に基づき、持株会社としてグループ各社を適切に統治することが重要であると認識しています。

当社は、「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」において、当社のコーポレートガバナンス体制の枠組みを定めています。当社のコーポレートガバナンス体制は、監査役会設置会社をベースに任意の指名委員会・報酬委員会を設置するハイブリッド型の機関設計としています。当社は、重要な業務執行の決定を取締役会で行っており、社外取締役や社外監査役の知見を活用することで、質の高い意思決定を行っていること、取締役会で議決権を有しない監査役が中立で客観的な監査を行っていることおよび指名委員会・報酬委員会の審議に基づき役員の指名・報酬を決定しており決定過程の透明性を確保していることから、こうした体制が現時点では最適と判断しています。

コーポレートガバナンス体制図



(2) 取締役会の実効性評価

イ 取締役会の実効性評価の方法

当社は、取締役会のさらなる機能発揮に向け、毎年1回取締役会の実効性評価を実施しています。具体的には、取締役会に参加している全員の意見を反映した評価とすべく、取締役および監査役的全員を対象に、取締役会の運営や機能発揮の状況に関するアンケートを行い、その結果を取締役に報告しています。

ロ 取締役会の実効性評価の結果

取締役会においては、取締役および監査役が活発に発言し、自由闊達で建設的な議論が行われており、取締役会の機能発揮は概ね十分であると評価されています。一方で、さらなる改善に向けた意見もあり、個別に対応を検討しています。主な意見や取組みは、以下のとおりです。

意見	社外役員が現場をより深く知ることのできる機会（社員と直接対話する機会を含む）を引き続き確保してほしい。
取組み	社外役員に対して、東京海上グループ合同部長会議や社内研修、IR説明会等へのオブザーブ参加の案内を行っているほか、社外役員と東京海上グループの社員との意見交換会を定期的に設けるなど、その機会の確保に取り組んでいる。

(3) 「戦略論議」の実施

当社は、会社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略を検討・策定するに際し、社外取締役や社外監査役の知見を十分に活かしていきたいと考えています。そのために、取締役会において、直面する経営環境や経営課題等をテーマにした論議を「戦略論議」と称し、実施しています。テーマは、取締役および監査役からのアンケートの回答や「独立役員会議」で話題に上ったテーマを基に選定しています。2021年度は、以下のテーマについて論議を行っており、2022年度もこうした論議を継続してまいります。

- ・海外子会社社長との意見交換
- ・アジア損保事業戦略
- ・東京海上グループの新規事業戦略

(4) 「独立役員会議」の開催

当社においては、独立役員のみによる会議を年に1回開催しています。議題設定を含めた会議の進行全てを独立役員が行い、客観的で大局的な視点から意見交換がなされています。

2021年度は、パーパス経営、ダイバーシティ、人材育成等のテーマについて議論が行われ、それに基づく提言がなされました。

(5) 政策投資として保有している株式に関する方針等

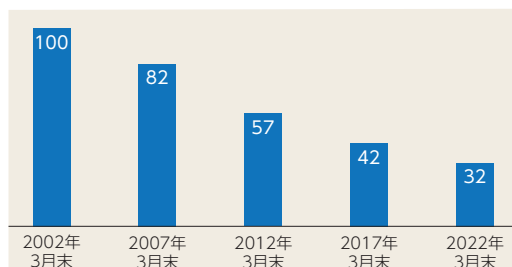
政策投資として保有している株式は、当社グループのリスクポートフォリオを見直し、社会課題解決や成長分野等に対して資本を振り向けるために削減します。

【東京海上日動における削減の取組み】

東京海上日動は、2021年度からの中期経営計画期間において、年間1,000億円以上の継続的な削減に取り組む方針としており、2021年度は、1,169億円の削減を行いました。これにより、当社設立の2002年度以降の累計売却額は2.4兆円（売却時価ベース）となり、政策投資として保有している国内株式（以下「国内政策投資株式」）の2022年3月末時点の簿価は2002年3月末時点対比で32%にまで減少しました。

今後とも投資先企業と丁寧に対話を深め、一層の削減に向けて取組みを強化してまいります。

●国内政策投資株式の簿価の推移
(2002年3月末を100とした場合)



●過去5年間における国内政策投資株式の削減計画および実績

年度	計画	実績
2017	1,000億円以上/年	1,077億円
2018		1,074億円
2019		1,066億円
2020		1,060億円
2021		1,169億円

●2021年度の保有状況

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	811	32,921
非上場株式以外の 株式	1,059	2,538,358

●2021年度において株式数が減少した銘柄

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	17	778
非上場株式以外の 株式	97	116,784

【経済合理性の検証】

当社は、取締役会において、国内保険子会社が政策投資として保有している国内上場株式につき、中長期的な取引関係の強化等の保有目的の適切性を確認するとともに、保有に伴うリスク・リターンを、ポートフォリオ全体および個別に検証することで、保有の経済合理性を確認しています。なお、経済合理性の有無は、保険取引および株式運用の双方のリスク・リターンから算出されるROR（Return On Risk）を、当社の資本コストと比較して判定しています。

2021年10月に開催した取締役会で2021年3月末を基準に検証を行い、ポートフォリオ全体のRORが資本コストを上回っていることを確認しました。また、RORが資本コスト未満の個別企業については、当該企業との事業方針に係る対話、保険プログラムの改善や新規提案等を通じ、収益の改善に向けた取組みを行っています。

ROR (Return On Risk)		リターン		リスク	
リターン	=	① 保険引受利益	収入保険料から期待損失額や経費等を控除した利益	① 保険引受リスク	事故や自然災害等、当該企業との保険取引に付随するリスク
リスク		② 運用収益	配当金や時価変動等、株式の保有により期待される収益	② 運用リスク	保有株式の時価変動等のリスク

【東京海上日動における議決権行使の考え方】

東京海上日動は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、本コードを受け入れることを表明しています。

東京海上日動は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことが、資産価値を高め、保険契約者・被保険者等の中長期的な利益につながると考えており、議決権行使に際しては、これらの対話の内容および客観的指標（ROE、総還元性向等）を踏まえた総合的な判断を行います。また、環境問題、社会貢献、企業統治を含むサステナビリティに対する取組みも考慮します。

スチュワードシップ活動の透明性を高めていくことは重要であり、その活動内容をご理解いただくために、投資先企業との対話事例（議決権行使結果と賛否理由を含む）、議決権行使に係る不賛同議案・理由、議決権行使結果の集計を公表しています（詳細は、東京海上日動のウェブサイトにおけるスチュワードシップ活動の概況（<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/pdf/stewardship.pdf>）をご参照ください）。

東京海上日動が議決権行使において着目する精査項目は以下のとおりです。

- 取締役の選解任（一定期間連続で赤字である企業、不祥事が発生した企業、ESG課題を対話の重点テーマにした企業等）
- 監査役の選解任（不祥事が発生した企業等）
- 会計監査人の選任（不祥事や監査ミス等へ関与した会計監査人）
- 役員への退職慰労金贈呈（一定期間連続で赤字である企業、不祥事が発生した企業等）
- 役員報酬の増額改定（一定期間連続で赤字である企業、不祥事が発生した企業等）
- 新株および新株予約権の有利発行
- 合併、買収、営業の譲渡・譲受け等の組織再編
- 公正価格を超える価格による特定株主からの自己株式取得
- 買収防衛策の導入
- 社外取締役の有無
- 社外役員の取締役会または監査役会への出席率
- 株主提案（株主共同の利益に反する恐れがある場合等）等

なお、法令違反や反社会的行為に該当する議案については、事情の有無を問わず反対します。

(6) 東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高める。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保)

第2条 当社は、株主総会における議決権の行使が適切になされるよう環境を整備する。

- 2 当社は、株主配当政策を安定的に維持すること等を通じて、株主還元の実現に努める。
- 3 当社は、株主総会における議決権の行使や剰余金の配当の支払いにおいて、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱う。

(政策投資として保有している株式に関する方針)

第3条 政策投資として保有している株式は、当社グループのリスクポートフォリオを見直し、社会課題解決や成長分野等に対して資本を振り向けるために削減する。

(関連当事者間の取引)

第4条 当社は、取締役会規則や「東京海上グループ内取引等の管理に関する方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 (株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第5条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主の負託に応え、収益性、成長性、健全性を備えた事業をグローバルに展開するとともに、お客様へ安心と安全を提供し、社員が創造性を発揮できる企業風土を構築し、広く社会の発展に貢献することにより、企業価値を永続的に高めることに努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第6条 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」を定め、経営の透明性や公平性を確保することを目的として、会社の経営成績等の財務情報や経営理念、経営計画等の非財務情報の適時、適切な開示に努める。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会および取締役の役割)

- 第7条 取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- 2 当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。
 - 3 各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。
 - 4 当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任する。

(取締役会の構成、取締役の任期)

- 第8条 取締役は、原則として3分の1以上を社外取締役とする。
- 2 取締役会は、その実効性を確保するために、多様性と適正規模を両立した構成とする。
 - 3 取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(取締役の選任要件)

第9条 取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。

- 2 社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グローバル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、別表に定める独立性判断基準を満たす者とする。

(監査役の役割)

第10条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査する。

(監査役会の構成)

第11条 監査役は、原則として過半数を社外監査役とする。

(監査役の選任要件)

第12条 監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。

- 2 社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グローバル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、別表に定める独立性判断基準を満たす者とする。

(執行役員の選任要件)

第13条 執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

(社長の選任要件)

第14条 社長は、第9条に定める取締役の選任要件および第13条に定める執行役員の選任要件を満たし、かつ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けて、事業運営を主導する資質を有する者とする。

(解任方針)

第15条 社長・取締役・監査役・執行役員が、基本方針に定める各々の選任要件を満たさない場合は、指名委員会は当該者の解任について審議する。

(指名委員会の役割)

第16条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置する。

- 2 指名委員会は、次の事項等を審議し、取締役会に対して答申する。

①社長・取締役・監査役・執行役員の選任・解任

②社長・取締役・監査役・執行役員の選任要件・解任方針

- 3 指名委員会は、社長の後継者計画について審議するとともに、後継者候補の育成が計画的に行われるよう、その運用について適切に監督する。

(指名委員会の構成)

第17条 指名委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(報酬委員会の役割)

第18条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置する。

- 2 報酬委員会は、次の事項等を審議し、取締役会に対して答申する。

①社長・取締役・執行役員の業績評価

②社長・取締役・執行役員の報酬体系および報酬水準

③役員報酬の決定に関する方針

(報酬委員会の構成)

第19条 報酬委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(役員報酬の決定に関する方針)

第20条 役員報酬の決定にあたっては、「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。

2 役員報酬体系は、以下の構成とする。

対象者	定額報酬	業績連動報酬	株式報酬
常勤取締役 執行役員	○	○	○
社外取締役 非常勤取締役	○	-	○
監査役	○	-	-

※取締役および執行役員の報酬の基準額における各報酬の構成については、原則として役位の高さに応じて業績連動報酬および株式報酬の割合を高める。

3 各報酬導入の目的は以下のとおりとする。

報酬の種類	目的
業績連動報酬	企業価値向上に対するインセンティブを強化するため、会社目標および個人目標を設定し、その達成度に対する評価に連動した業績連動報酬を導入する。
株式報酬	株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たすため、当社株価に連動する株式報酬を導入する。

4 取締役および執行役員の報酬の水準は、当社業績や他社水準等を勘案し、役位別に基準額を設定の上、職責の重さを加味し、取締役会が決定する。

5 取締役および執行役員の報酬等のうち、定額報酬および業績連動報酬については月例で支給する。株式報酬については退任時に交付する。

6 取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容およびその他役員報酬に関する重要な事項は、取締役会が決定する。なお、報酬委員会諮問事項については、同委員会の答申を踏まえ、決定する。

(役員に対するトレーニングの方針)

第21条 当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことができるよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

第6章 株主との対話

(株主・投資家との建設的な対話に関する方針)

第22条 当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、態勢整備と取組みに努める。

- ①当社は、株主・投資家との対話のための活動全般を統括する業務執行役員を置くとともに、企画、実施するための専門部署を設置する。
- ②当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主・投資家との対話に向けて、専門部署が、関連部署と連携して、株主・投資家に正確で偏りのない情報を提供する。
- ③当社は、株式の保有状況や株主・投資家の意見等を踏まえ、株主・投資家との建設的な対話の手段の充実を図る。
- ④当社は、株主・投資家との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。
- ⑤当社は、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主・投資家との対話を行う。

第7章 改廃権限

(改廃権限)

第23条 本基本方針の改廃は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は法務コンプライアンス部担当の業務執行役員が行うことができる。

2022年5月20日改定

(注) 第9条および第12条にいう「別表」につきましては、30頁をご参照ください。

以上

その他の当社のコーポレートガバナンスに関する事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載しているコーポレートガバナンス報告書をご参照ください。

また、上記のウェブサイトには、当社の経営戦略に関する説明資料等も掲載しています。

以 上

東京海上グループ経営理念

東京海上グループは、
お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、
企業価値を永続的に高めていきます。

お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、安心と安全をひろげます。
株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を備えた事業をグローバルに展開します。
社員一人ひとりが創造性を発揮できる自由闊達な企業風土を築きます。
良き企業市民として公正な経営を貫き、広く社会の発展に貢献します。



東京海上ホールディングス株式会社



この印刷物は環境にやさしい「ベジタブルインキ」を使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



株主各位

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

東京海上ホールディングス株式会社

<目次>

事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項	
(3) 企業集団の主要な事務所の状況	1
(5) 企業集団の主要な借入先の状況	2
5. 新株予約権等に関する事項	2
8. 業務の適正を確保するための体制	
(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の 内容の概要	3
9. 特定完全子会社に関する事項	6
連結株主資本等変動計算書	7
連結注記表	8
株主資本等変動計算書	20
個別注記表	21

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載することにより、株主の皆様提供させていただきます。

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(3) 企業集団の主要な事務所の状況 (2022年3月31日現在)

イ 当社

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	2002年4月2日

- (注) 1. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しています。
2. 2022年5月2日付で、当社の本社は東京都千代田区大手町二丁目6番4号に移転しています。

ロ 子会社等

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険株式会社	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1944年3月20日
	日新火災海上保険株式会社	本社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	1908年6月10日
国内生命保険事業	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	本社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	1996年8月6日
海外保険事業	フィラデルフィア・コンソリデイトッド・ホールディング・コーポレーション	本社	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	1981年7月6日
	デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1987年5月27日
	エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1991年3月27日
	プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	2006年1月5日
	トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド	本社	英国・ロンドン	1994年7月11日
金融・その他事業	東京海上アセットマネジメント株式会社	本社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1985年12月9日

- (注) 1. 本表には、子会社等のうち主要なものを記載しています。
2. 事務所名には、主要な事務所の名称を記載しています。
3. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しています。
4. 2022年5月2日付で、東京海上日動火災保険株式会社の本社は東京都千代田区大手町二丁目6番4号に移転しています。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

5. 新株予約権等に関する事項

当社が、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役および執行役員（以下、あわせて「当社役員等」といいます）を対象に、職務執行の対価として発行した新株予約権の事業年度の末日の状況およびその概要は、以下のとおりです。

	事業年度の末日の状況		概要		
	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	新株予約権の払込金額 (新株予約権1個当たり)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権を行使することができる期間
2011年7月発行 新株予約権	6個	普通株式 600株	219,500円	株式1株当たり 払込金額1円	新株予約権付与時 から30年間
2012年7月発行 新株予約権	17個	普通株式 1,700株	181,900円		
2013年7月発行 新株予約権	10個	普通株式 1,000株	332,600円		
2014年7月発行 新株予約権	8個	普通株式 800株	310,800円		
2015年7月発行 新株予約権	8個	普通株式 800株	500,800円		
2016年7月発行 新株予約権	9個	普通株式 900株	337,700円		
2017年7月発行 新株予約権	13個	普通株式 1,300株	455,100円		
2018年7月発行 新株予約権	11個	普通株式 1,100株	500,700円		
2019年7月発行 新株予約権	10個	普通株式 1,000株	523,700円		

- (注) 1. 当社が発行している新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションです。
2. 本表に記載の新株予約権は、会社法第238条第1項および第2項ならびに同法第240条に基づき、当社役員等を対象に、各社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により発行しています。
3. 新株予約権者である当社役員等は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できます。

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	取締役 (社外役員を除く)		社外取締役		監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
2012年7月発行新株予約権	17個	普通株式 1,700株	—	—	—	—	1名	17個
2013年7月発行新株予約権	10個	普通株式 1,000株	—	—	—	—	1名	10個
2014年7月発行新株予約権	8個	普通株式 800株	—	—	—	—	1名	8個
2015年7月発行新株予約権	8個	普通株式 800株	—	—	—	—	1名	8個
2016年7月発行新株予約権	9個	普通株式 900株	—	—	—	—	1名	9個
2017年7月発行新株予約権	13個	普通株式 1,300株	—	—	—	—	1名	13個
2018年7月発行新株予約権	11個	普通株式 1,100株	—	—	—	—	1名	11個
2019年7月発行新株予約権	10個	普通株式 1,000株	—	—	—	—	1名	10個

(注) 事業年度の末日において当社の役員は、当社の取締役の職務執行の対価として付与された新株予約権を本表に記載のとおり有していますが、この他、新株予約権の発行時点において当社の執行役員の職務執行の対価として付与された新株予約権を以下のとおり有しています。

・2011年7月発行新株予約権： 6個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めています。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社

の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。

- a. 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - ① グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - ② 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - ③ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
 - b. 子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。
- (2) 当社は、グループの資本配分制度に関する基本方針を定め、資本配分制度の運営体制を整備する。
 - (3) 当社は、グループの経理に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
 - (4) 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
 - (5) 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
 - (6) 当社は、グループのITガバナンスに関する基本方針を定め、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
 - (7) 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - a. 当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - c. 当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
 - (2) 当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。
3. リスク管理に関する体制
- (1) 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。

- a. 当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。
 - c. 当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- (2) 当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。
- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。
4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、グループの中期経営計画および年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善に係る審議を行うとともに、総合的調整を図った上で推進する。
- (5) 当社は、(1)～(4)のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。
6. 監査役を補助すべき職員に関する事項
- (1) 当社は、監査役を補助するため、監査役直轄の監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役室に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。
7. 監査役への報告に関する体制
- (1) 役員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、グループ会社の役員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。

- (3) 当社は、当社およびグループ会社において、監査役に（1）または（2）の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
 - (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
 - (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
 - (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
 - (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
 - (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。
9. 改廃
- 本方針の改定および廃止は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は経営企画部長が行うことができる。

2021年4月1日改定

9. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

東京海上日動火災保険株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

2,098,509百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

2,412,950百万円

2021年度 [2021年4月1日から
2022年3月31日まで] 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	150,000	1,788,764	△23,211	1,915,553
当期変動額				
剰余金の配当		△151,661		△151,661
親会社株主に帰属 する当期純利益		420,484		420,484
自己株式の取得			△93,736	△93,736
自己株式の処分		△97	869	772
自己株式の消却		△102,898	102,898	—
連結範囲の変動		1,540		1,540
連結子会社の増資による 持分の増減		△0		△0
その他		△1,686		△1,686
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	165,680	10,031	175,712
当期末残高	150,000	1,954,445	△13,179	2,091,265

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額			
当期首残高	1,908,438	2,787	△149,098	△13,661	2,379	56,380	3,722,780
当期変動額							
剰余金の配当							△151,661
親会社株主に帰属 する当期純利益							420,484
自己株式の取得							△93,736
自己株式の処分							772
自己株式の消却							—
連結範囲の変動							1,540
連結子会社の増資による 持分の増減							△0
その他							△1,686
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△72,833	△4,339	259,433	△1,350	△2,345	△4,431	174,132
当期変動額合計	△72,833	△4,339	259,433	△1,350	△2,345	△4,431	349,845
当期末残高	1,835,605	△1,551	110,335	△15,011	33	51,949	4,072,625

連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 170社

主要な会社名

東京海上日動火災保険株式会社
日新火災海上保険株式会社
イーデザイン損害保険株式会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
東京海上ミレア少額短期保険株式会社
東京海上アセットマネジメント株式会社
トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド
フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション
デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド
エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド
プリブレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド
トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド
トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッド
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・リミテッド
トウキョウ・マリン・セグラドーラ・エス・エー

当連結会計年度より、ダブリュージーアイエル・ワン・ノース・モバイル・エルエルシー他2社は新規設立により新たに子会社となったため、連結の範囲に含めています。

当連結会計年度より、ペルガモン・マネジメント・エル・ピー他7社は清算結了等により連結の範囲から除いています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名

東京海上日動調査サービス株式会社
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス（タイランド）パブリック・カンパニー・リミテッド

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の観点からいずれも小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げるほどの重要性がないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 8社

主要な会社名

イフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

当連結会計年度より、エクスエススリー・セグロス・エス・エーは、新規設立により関連会社となったため、持分法適用の範囲に含めています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（東京海上日動調査サービス株式会社、トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス（タイランド）パブリック・カンパニー・リミテッド他）および関連会社（アルインマー・トウキョウ・マリン・カンパニー他）は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いています。

(3) 当社は、東京海上日動火災保険株式会社および日新火災海上保険株式会社を通じて日本地震再保険株式会社の議決権の30.1%を所有していますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いています。

(4) 決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社については、原則として、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社1社および海外連結子会社160社の決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3カ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しています。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 保険契約に関する会計処理

国内保険連結子会社における保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。

(2) 有価証券の評価基準および評価方法

① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっています。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。

② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっています。

③ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（2000年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっています。

また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりです。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「個人保険（無配当・利差回払）の責任準備金の一部分」を小区分として設定し、当該小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっています。

④ その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）の評価は、時価法によっています。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。

⑤ その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。

(3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。

(4) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法によっています。

(5) 無形固定資産の減価償却の方法

海外子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もった期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しています。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主な国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産計上部門および資産管理部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。

② 賞与引当金

当社および主な国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。

③ 株式給付引当金

株式交付規程に基づき取締役および執行役員への当社株式の交付に充てるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を基準に計上しています。

④ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～13年）による定額法により費用処理しています。

(8) 消費税等の会計処理

当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、国内保険連結子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利関係

東京海上日動火災保険株式会社および東京海上日動あんしん生命保険株式会社は、長期の保険契約等に付随して発生する金利の変動リスクを軽減するため、金融資産と保険負債等を同時に評価・分析し、リスクをコントロールする資産・負債総合管理（ALM：Asset Liability Management）を実施しています。この管理のために利用している金利スワップ取引の一部については、業種別委員会実務指針第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（2022年3月17日 日本公認会計士協会）に基づく繰延ヘッジ処理を行っています。当該金利スワップ取引については、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日 企業会計基準委員会）を適用しています。なお、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。

② 為替関係

主な国内保険連結子会社は、外貨建資産等に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引・通貨スワップ取引の一部について、時価ヘッジ処理、繰延ヘッジ処理または振当処理を行っています。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。

(10) のれんの償却方法および償却期間

連結貸借対照表の資産の部に計上したのれんについて、フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーションに係るものについては20年間、エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドに係るものについては10年間、プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッドに係るものについては15年間、その他については5～15年間で均等償却しています。ただし、少額のものについては一括償却しています。

なお、2010年3月31日以前に発生した負ののれんについては、連結貸借対照表の負債の部に計上し、20年間の均等償却を行っています。

<重要な会計上の見積りに関する注記>

当社および連結子会社の財政状態または経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積りを含む項目は、以下のとおりです。

1. 支払備金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

支払備金 3,609,687百万円

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として計上

しています。

② 算出に用いた主要な仮定

支払備金の計上にあたっては、主として過去の支払実績等から算出した仮定を用いて見積った最終的に支払う保険金等の見込額を使用しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

法令等の改正や裁判等の結果などにより、最終的に支払う保険金等の額が当初の見積りから変動し、支払備金の計上額が増減する可能性があります。

2. のれんの減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 453,433百万円

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

のれんの減損については、のれんが帰属する内部管理上独立して業績報告が行われる単位（以下「報告単位」という。）ごとに、主として、減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定、減損損失の測定の手順に沿って行っています。

まず報告単位ごとに、直近の業績および将来の見通しの悪化、買収時点に想定した事業計画からの著しい下方乖離ならびに市場環境を含む経営環境の著しい悪化等の減損の兆候があるかどうかの判定を行っています。減損の兆候がある報告単位については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識することとなります。減損損失を認識することとなった報告単位は、割引前将来キャッシュ・フローを割引率で割り引いた回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしています。

② 算出に用いた主要な仮定

のれんの減損損失の計上にあたり、将来キャッシュ・フローおよび割引率を使用しています。

将来キャッシュ・フローについては、直近の合理的な事業計画に基づき、各報告単位の経営環境等を踏まえた成長率などを加味して見積っています。

割引率については、資本コストに金利差等の必要な調整を加えた税引前の利率としています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

収益性が取得時の想定から大幅に悪化し事業計画の大幅な下方乖離が生じることなどにより、割引前将来キャッシュ・フローが大幅に下落した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

3. 金融商品の時価評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

「<金融商品に関する注記>」に記載しています。

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法および算出に用いた主要な仮定

金融商品の時価の算出方法および算出に用いた主要な仮定は、「<金融商品に関する注記> 2. 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（注1）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明」に記載しています。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市場環境の変化等により主要な仮定が変動し、金融商品の時価が増減する可能性があります。

<会計方針の変更に関する注記>

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いにしたがって、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる連結計算書類に与える影響は軽微です。

<追加情報の注記>

当社および主な国内連結子会社は、取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、役員報酬BIP信託による株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しています。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しています。

1. 取引の概要

本制度は、当社および主な国内連結子会社が拠出する金銭を原資として当社株式を信託を通じて取得し、株式交付規程に基づき取締役等に対して付与するポイントに応じて、退任後に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を信託を通じて交付および給付する制度です。

2. 信託に残存する当社株式

本信託に残存する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、4,958百万円、819千株です。

<連結貸借対照表の注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額は381,710百万円、圧縮記帳額は17,887百万円です。

2. 非連結の関係会社の株式の額は187,720百万円、出資金の額は24,849百万円です。

3. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額ならびに貸付条件緩和債権額の合計額は161,748百万円です。この内訳は次のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は10,937百万円です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(2) 危険債権額は138,344百万円です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。

(3) 三月以上延滞債権額は1百万円です。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延してい

る貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権額は12,466百万円です。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、保険業法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しています。

4. 担保に供している資産は、預貯金55,217百万円、買入金銭債権21,159百万円、有価証券730,691百万円、貸付金264,866百万円です。

また、担保付債務は、支払備金170,156百万円、責任準備金223,808百万円、その他の負債(売現先勘定等)240,338百万円です。

5. 現先取引により受け入れているコマーシャル・ペーパーのうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは3,999百万円(時価)であり、すべて自己保有しています。

6. 有価証券には、消費貸借契約により貸し付けているものが1,558,306百万円含まれています。

7. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	1,260,620百万円
貸出実行残高	890,702百万円
差引額	369,918百万円

8. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産および負債の額はともに192,942百万円です。

9. 東京海上日動火災保険株式会社は以下の子会社の債務を保証しています。

トウキョウ・マリン・コンパニーア・デ・セグロス 8,569百万円

10. その他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金100,000百万円が含まれています。

<連結損益計算書の注記>

1. 事業費の主な内訳は次のとおりです。

代理店手数料等	637,801百万円
給与	345,670百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計です。

2. その他特別損失の主な内訳は、関係会社株式評価損1,608百万円です。

<連結株主資本等変動計算書の注記>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	697,500	—	17,500	680,000
合計	697,500	—	17,500	680,000
自己株式				
普通株式	4,226	15,643	17,653	2,217
合計	4,226	15,643	17,653	2,217

- (注) 1. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式が819千株含まれています。
2. 普通株式の発行済株式の株式数の減少17,500千株は、すべて自己株式の消却によるものです。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加15,643千株の主な内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加14,753千株および役員報酬B I P信託の取得による増加867千株です。
4. 普通株式の自己株式の株式数の減少17,653千株の主な内訳は、自己株式の消却による減少17,500千株および役員報酬B I P信託での売却による減少48千株です。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	33

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	69,327	100.00	2021年3月31日	2021年6月29日
2021年11月19日 取締役会	普通株式	82,334	120.00	2021年9月30日	2021年12月13日

- (注) 2021年11月19日開催の取締役会で決議した配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金104百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年6月27日開催の第20回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しています。

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当 たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	91,611	利益剰余金	135.00	2022年3月31日	2022年6月28日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金110百万円が含まれています。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、保険事業を中核としており、保険料として収受した資金等の運用を行っています。そのため、資産・負債総合管理（ALM: Asset Liability Management）を軸として、保険商品の特性を踏まえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

具体的には、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心とした一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券等も活用し、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。保有する資産については、リスクの軽減等を目的として、為替予約取引等のデリバティブ取引も活用しています。

これらの資産運用に伴うリスクに対応するため、主な連結子会社では、取引部門から独立したリスク管理部門が、定量・定性の両面から金融商品に係る市場リスク、信用リスク等の管理を実施しています。

こうした取り組みによって、運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第27項に従い経過措置を適用した組合出資金等は、次表には含めていません（（注2）参照）。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	1,433,790	196,733	1,630,523
有価証券				
売買目的有価証券	106,365	244,308	7,915	358,589
その他有価証券	5,519,401	4,383,083	131,949	10,034,434
貸付金	—	—	72,145	72,145
デリバティブ取引	2,245	73,669	17,325	93,240
資産計	5,628,012	6,134,851	426,069	12,188,933
デリバティブ取引	511	166,815	1,172	168,499
負債計	511	166,815	1,172	168,499

(*) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用した投資信託は上表には含めていません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は1,141,916百万円です。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

現金及び預貯金、買現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

区分	時価				連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	3,968,104	1,560,872	—	5,528,977	5,112,881	416,095
責任準備金対応債券	1,312,011	670,468	—	1,982,480	2,220,503	△238,023
貸付金(*)	—	—	1,935,010	1,935,010	1,934,859	150
資産計	5,280,115	2,231,341	1,935,010	9,446,467	9,268,245	178,222
社債	—	219,359	42	219,401	219,795	△394
負債計	—	219,359	42	219,401	219,795	△394

(*) 連結貸借対照表計上額については、貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を1,703百万円控除しています。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

買入金銭債権

割引現在価値法、マトリックス・プライシング等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、期限前償還率、類似銘柄の取引実勢値等のインプットを使用しています。

また、これらの時価の算定にあたり観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しています。

有価証券

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しています。公表された相場価格を使用していたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値法、マトリックス・プライシング等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド、類似銘柄の取引実勢値等のインプットを使用しています。

また、これらの時価の算定にあたり観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しています。

貸付金

変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しています。

固定金利貸付については、割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド等のインプットを使用しており、レベル3の時価に分類しています。

破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額が時価と近似しているため当該価額を時価とし、レベル3の時価に分類しています。

約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しています。

社債

公表された相場価格等を時価とし、主にレベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としています。店頭取引については、ブラック・ショールズ・モデル、割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、スワップレート、フォワードレート、ボラティリティ、ベーススワップスプレッド等のインプットを使用しています。

また、これらの時価の算定にあたり取引所等における最終の価格を使用している場合はレベル1の時価に、観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しています。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金等の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

市場価格のない株式等 (*1)	246,748
組合出資金等 (*2)	169,334
合計	416,082

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に従い、時価開示の対象としていません。

(*2) 組合出資金等は、時価算定適用指針第27項に従い、時価開示の対象としていません。

<貸貸等不動産に関する注記>

1. 貸貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京、大阪、名古屋などを中心にオフィスビル(土地を含む)を所有しており、その一部を賃貸しています。

2. 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
86,792	159,382

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額	5,932円05銭
1株当たり当期純利益	613円46銭

<その他の注記>

企業結合に係る暫定的な処理の確定に関する事項

2020年12月31日付で当社の連結子会社であるデルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッドが行ったエイコーン・アドバイザー・キャピタル・エルピー他6社との企業結合について、前連結会計年度に暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しています。なお、取得原価の当初配分額に重要な修正は生じていません。

2021年度 [2021年4月1日から
2022年3月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	150,000	1,511,485	—	332,275	394,819	△23,211	2,365,369
当期変動額							
剰余金の配当					△151,661		△151,661
当期純利益					282,568		282,568
自己株式の取得						△93,736	△93,736
自己株式の処分			△97			869	772
自己株式の消却			△102,898			102,898	—
利益剰余金から資本剰余金への振替			102,995		△102,995		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	27,911	10,031	37,942
当期末残高	150,000	1,511,485	—	332,275	422,730	△13,179	2,403,312

	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	2,379	2,367,748
当期変動額		
剰余金の配当		△151,661
当期純利益		282,568
自己株式の取得		△93,736
自己株式の処分		772
自己株式の消却		—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,345	△2,345
当期変動額合計	△2,345	35,597
当期末残高	33	2,403,346

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備… 2～13年

器具及び備品… 3～15年

(会計上の見積りの変更)

当社は、当社が入居する建物の建替えが決定されたことにより、本社の移転を決定しました。これに伴い、利用不能となる建物附属設備について、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を短縮しています。これによる計算書類に与える影響は軽微です。

(2) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア… 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。

(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

(3) 株式給付引当金は、株式交付規程に基づき取締役および執行役員への当社株式の交付に充てるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を基準に計上しています。

<追加情報の注記>

当社は、取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、役員報酬B I P信託による株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しています。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しています。

1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式を信託を通じて取得し、株式交付規程に基づき取締役等に対して付与するポイントに応じて、退任後に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を信託を通じて交付および給付する制度です。

2. 信託に残存する当社株式

本信託に残存する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、4,958百万円、819千株です。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	515百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	2,361百万円
短期金銭債務	652百万円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	307,028百万円
営業費用	2,419百万円
営業取引以外の取引による取引高	45百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	2,217,560株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	42,434百万円
その他	1,920百万円
繰延税金資産小計	44,354百万円
評価性引当額	△43,105百万円
繰延税金資産合計	1,248百万円
繰延税金資産の純額	1,248百万円

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額	3,545円 84銭
1株当たり当期純利益	412円 25銭